**『専利法実施細則』**の**改正に対する解釈**

２０２３年１２月２１日、国務院令第７６９号で『国務院による「中華人民共和国専利法実施細則」の改正に関する決定』が公布され、かつ改正後の専利法実施細則の全文が公表された。

改正後の専利法実施細則は、２０２４年１月２０日に正式施行される。

今回の実施細則の改正は、２０２０年１０月１７日に可決・発布された『中華人民共和国専利法』第四次改正に適応して行われた適応的な改正である。

今回の改正は、以下の条項に関する。

**一、特許の出願及び審査に関する**

**（一）信義誠実の原則の明確化**

**第十一条を新設し、**「特許出願は真実の発明創造活動に基づくものでなければならない」と明確に規定した。２０２０年に改正された『専利法』第二十条第１項に信義誠実の原則が規定されており、今回の改正では信義誠実の原則を具体的に確認し、信義誠実の原則を特許出願の予備審査及び実体審査手続きにおける拒絶査定理由と特許無効審判手続きの無効理由として定めた。

*（永新注：新たに改正された特許審査基準第四部第三章により、国家知識産権局に職権で細則第十一条を直接的に適用する職権が与えられ、これについては後で報告する）*

**第五十九条（実体審査の内容に関する）及び第六十九条（無効理由に関する）を改正した。**改正後の細則において第十一条が予備審査（改正後の第五十条）及び実体審査（改正後の第五十九条）の拒絶査定理由と無効審判手続きの無効理由（改正後の第六十九条）として明確に規定されている。

**（二）実用新案及び意匠に関する明らかな進歩性の審査に関する**

**第五十条を改正し**、明らかな進歩性の問題を実用新案及び意匠の予備審査の範囲内に明確に含めた。

**（三）発明及び実用新案の優先権に関する**

**１、優先権の回復**

**第三十六条及び第三十七条を新設した**。第三十六条に優先権期間満了後の優先権の回復が規定され、第三十七条に特許出願の提出後の優先権主張に関する追加又は訂正が規定されている。改正後、発明及び実用新案について、出願人が優先権期間を過ぎて後の特許出願を提出する場合、特許出願の提出時期が優先権期間満了日より起算して２ヶ月を超えない限り、出願人は、優先権の回復を請求する方式で、優先権を主張することができる。

該優先権の回復方式は**発明及び実用新案**にのみ適用され、意匠に適用されないことに特に注意する必要がある。

**第百二十八条を新設し**、ＰＣＴ出願の優先権の回復に関する。改正後、通常の国内出願について、既に新設された第三十六条に基づいて優先権の回復を請求することができるため、それに応じて、ＰＣＴ出願についても、同様に優先権の回復を請求できるようにすべきである。第百二十八条の規定により、ＰＣＴ出願の受理官庁が優先権を回復した場合、ＰＣＴ出願の中国国内移行後に優先権回復手続きを行う必要がなく、国家知識産権局が該回復手続きを認める。出願人が国際段階において優先権の回復を請求しなかった場合、又は受理官庁がその優先権の回復の請求を認可しなかった場合、出願人は、該ＰＣＴ出願の中国国内移行日より起算して２ヶ月以内に国家知識産権局に優先権の回復を請求することができる。

**２、優先権の追加／訂正**

**第三十七条を新設し**、改正後、発明及び実用新案について、出願人は、特許出願の提出時に、ある優先権又はいくつかの優先権を記入しなかったか又は誤って記入した場合でも、依然として優先日より起算して１６ヶ月以内又は出願日より起算して４ヶ月以内（遅く期限が切れたものが優先される）に優先権の追加又は訂正を請求できる。

**（四）「参照による組み入れ」制度の導入**

**第四十五条を新設し**、参照による組み入れの概念を導入した。「参照による組み入れ」とは、現在の特許出願の出願日を維持したまま、優先権書類の内容を現在の特許出願に補足することを指す。改正後、出願人が出願の提出時に特許請求の範囲、明細書、又は特許請求の範囲もしくは明細書の一部を提出しなかったか又は誤って提出した場合、該出願について優先権を主張し、かつ優先権書類に漏れられた内容が記載されている限り、出願人は、提出日より起算して２ヶ月以内又は国務院特許行政部門が指定する期限内に、優先権書類を参照により組み入れる方式でこれらの内容を補足提出することができ、該特許出願の出願日が依然として初めて出願を提出する日であり、書類の補足提出のため出願日を延期することがない。

**（五）電子出願の書類の提出日及び送達日**

**第四条を改正し**、電子出願の書類の提出日及び送達日を明確にした。改正後、電子形式によって送達された書類について、発送の日より起算して１５日後に送達されたと推定する原則を適用せず、「当事者が認めた電子システムに登録された日付を送達日とする」。

**（六）復審請求（注：拒絶査定不服審判請求）期間に間に合わなかった場合の権利の回復**

**第六条を改正し**、復審請求期間に間に合わなかった場合の権利の回復を明確に規定した。改正後、復審復審請求期間に間に合わなかった場合、復審請求期間の満了日より起算して２ヶ月以内に権利の回復を請求することができる。

**（七）新規性を喪失しないための猶予期間**

**第三十三条を改正し**、「学術会議又は技術会議」の範囲を「国務院の関係主管部門が認めた、国際組織が開催する学術会議又は技術会議」に拡大するとともに、証明書類の出典要件を削除した。改正後の条項により、新規性を喪失しないための猶予期間の学術会議又は技術会議の範囲が拡大され、かつ国際博覧会又は学術会議、技術会議の証明書類の要件を低下させる。

**（八）要約書及び選択図の要件**

**第二十六条を改正し**、要約書及び選択図の要件を改正した。改正後、選択図を提出する必要がなく、願書に指定するだけでよく、旧細則における選択図の書式要件及び要約書の文字部分の字数制限が削除される。

それに応じて、

**第百二十一条を改正し**、ＰＣＴ出願の中国国内移行時の要約書及び選択図に関する規定を改正した。今回の改正後、ＰＣＴ出願が中国国内段階に移行する時に選択図を提出する必要がなく、選択図を指定するだけでよい。また、国際出願が中国語で提出された場合、要約書及び選択図の副本を提出する必要がない。

**（九）分割出願の書類要件**

**第四十九条を改正し**、分割出願について提出する必要がある書類を簡略化した。分割出願の場合、出願人は、元の出願書類の副本を提出する必要がなく、元の出願が優先権を有する場合、元の出願の優先権書類の副本を提出する必要がない。

**（十）部分意匠の書類要件**

**第三十条及び第三十一条を改正し**、部分意匠保護の**導入**が２０２０年に改正された『専利法』に新たに規定された内容であり、改正後の実施細則第三十条及び第三十一条には、部分意匠について提出する必要がある書類について規定されている。改正後の第三十条及び第三十一条は、それぞれ意匠出願の図面又は写真の要件と簡単な説明の要件に関する。

**（十一）意匠の国内優先権**

**第三十五条を改正し**、２０２０年に改正された『専利法』に意匠の国内優先権が規定されており、今回の改正後の実施規則第三十五条に意匠の国内優先権がさらに細分化して規定されている。改正後、意匠の国内優先権を先の出願は、意匠の出願であってもよく、発明又は実用新案の出願であってもよい。

（*永新*注：新たに改正された特許審査基準第一部第三章第*５．２．１．１節*には、外国優先権の基礎となる先の出願が発明又は実用新案の出願であってもよいことが追加され、これについては後で報告する。）

**（十二）特許権評価報告書**

**第六十二条を改正し**、特許権評価報告書の作成を請求する対象の範囲を拡大し、請求を提出する時期を早めた。改正後、請求人の範囲は被疑侵害者を含むように拡大されている。また、第六十二条の改正により、権利評価報告書の作成を請求する時期を、登録後ではなく、特許登録手続きを取る時まで早めることができる。

**（十三）外国に出願する場合の機密保持審査**

**第九条を改正し**、改正の要点は、２つの側面が含まれ、１つの側面として、「適時に機密保持審査通知を発行する」こと及び「機密保持審査について適時に決定を下す」ことを、それぞれ「提出日より起算して２ヶ月以内に機密保持審査通知を発行する」こと及び「提出日より起算して４ヶ月以内に機密保持審査について決定を下す」ことに具体的に細分化して改正した。もう１つの側面として、今回の改正後、国家知識産権局が機密保持審査を暗黙許諾の方式で認可することを許可せず、国家知識産権局が出願人の機密保持審査の請求に対して明確に同意するか又は同意しないという決定を下しなければならない。それに応じて、出願人は、期限内に国家知識産権局からの通知書又は審決を受領しなかったため、直接的に外国に特許を出願することができず、適時に国家知識産権局に連絡して確認しなければならない。

**（十四）復審手続きの前置審査**

**復審手続きの前置審査の規定（すなわち、旧細則第六十二条）を削除した。**

**（十五）復審手続きの審査範囲及び結論**

**第六十七条を改正し**、復審手続きの審査範囲及び結論を改正した。第六十七条の改正は、主に２つの側面が含まれ、１つの側面として、審査範囲は、「復審請求が専利法と本細則の関係規定に合致していない場合」を含むだけでなく、「特許出願が専利法と本細則の関係規定に明らかに違反する他の場合」も含み、もう１つの側面として、「拒絶決定を維持する」という復審決定を「復審請求を拒絶する」ことに改正した。

**（十六）中国国外の対象が自ら行うことができる業務**

**第十八条を新設し**、本条の規定により、優先権の基礎となる先の出願書類の副本の提出、費用の納付などの簡単な事務について、中国国外の出願人は、自ら行うことができ、特許代理機構に委任する必要がない。

**二、特許の実施及び保護に関する**

**（十七）特許権の期間補償**

２０２０年に改正された『専利法』第四十二条に２種の特許権期間補償状況が規定されている。第四十二条第２項には、審査による発明特許の権利付与の遅延に対する期間補償が規定されており、すなわち、「発明特許の出願日より起算して満４年、かつ実体審査請求日より起算して満３年後に発明特許が付与された場合、国務院特許行政部門が特許権者の請求に応じて、発明特許の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延について特許権の期間補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理的な遅延は除外する」と規定されている。また、第四十二条第２項には、医薬品特許の期間補償制度が規定されており、すなわち、「新薬の発売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で発売許可を得た新薬に関連する発明特許について、国務院特許行政部門は専利法の請求に応じて特許権の存続期間の補償を与える。補償期間は５年を超えず、新薬発売認可後の特許権の合計存続期間は１４年を超えないものとする」と規定されている。今回の細則に対する改正では、これら２種の期間補償の場合に対する操作細則を具体的に規定し、**第七十七条～第八十四条**を含む専門的な章「第五章　特許権の期間補償」を追加した。より具体的には以下のとおりである。

**１、審査遅延に対する期間補償**

（１）**第七十七条を新設し**、特許権者が期間補償を提出する期限が特許登録日より起算して３ヶ月以内であることを明確にし、

（２）**第七十八条及び第七十九条を新設し**、期間補償の計算方法及び期間補償が適用されない状況を明確にした。

**２、医薬品特許の期間補償**

**第八十条～第八十四条を新設し**、医薬品特許の期間補償に関する関連規定を細分化し、主に以下の側面に関する。

（１）**第八十条を新設し**、専利法に言う「新薬に関連する発明特許」の意味を明確にした（「***第八十条　専利法第四十二条第３項における新薬に関連する発明特許は、規定に合致する新薬製品特許、製造方法特許、医療用途特許を指す。***」）。

（２）**第八十一条を新設し**、補償の請求を提出する期限及びそれに応じた要件を規定した（「***第八十一条　専利法第四十二条第３項の規定に基づいて新薬に関する特許権の期間補償を請求する場合、以下の要件を満たし、当該新薬が中国で発売許可を得た日より起算して３ヶ月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない。***

***（１）当該新薬に複数の特許が同時にある場合、特許権者は、そのうちの１つの特許についてしか特許権の期間補償を請求することができない。***

***（２）１つの特許が同時に複数の新薬に関する場合、１つの新薬に関してしかその特許について特許権の期間補償を請求することができる。***

***（３）該特許が有効期間内にあり、かつ新薬に関連する特許権の期間補償を受けたことがない。」）。***

（３）**第八十二条を新設し、**補償期間の計算方法を規定した***（「第八十二条　専利法第四十二条第３項の規定に基づいて特許権の期間補償を与える場合、補償期間は、当該特許の出願日から当該新薬が中国で発売許可を得た日までの日数から５年を差し引いた日数に基づいて、専利法第四十二条第３項の規定に合致することを基礎として決定される。」）。***

第八十二条に従って計算された補償期間は、専利法第四十二条第３項に規定される最長期間を超えることができず（すなわち、補償期間は５年を超えてはならず、新薬発売認可後の特許権の合計存続期間は１４年を超えないものとする）、規定される期限を超えた場合、規定される最長期間に基づいて補償しなければならないことに注意すべきである。

（４）**第八十三条を新設し**、補償期間中の特許の保護範囲を規定した（新薬及びその認可された適応症に関連する技術方案に限定される）。

（５）**第八十四条を新設し**、「特許の権利付与期間補償」及び「医薬品の特許権の期間補償」に関する手続き条項を明確にした。

**（十八）開放許諾**

**第八十五条～第八十八条を新設し**、開放許諾制度を細分化して規定し、主に以下の側面に関する。

（１）**第八十五条を新設し**、特許権者が開放許諾声明を提出する時期と開放許諾声明に明記すべき事項を規定した。

（２）**第八十六条を新設し**、開放許諾を実施してはならない状況を規定した。

（３）**第八十七条を新設し**、開放許諾の登記登録を規定した。

（４）**第八十八条を新設し**、偽造ができない状況を明確にし、かつ特許権者が開放許諾を行う際に信義誠実の原則を遵守しなければならないことを明確にした。

**（十九）特許紛争の処理及び調停**

**第九十五条を改正し**、旧細則第七十九条を改正し、特許紛争を処理・調停する特許業務を管理する部門の範囲を拡大した。改正後、特許紛争を処理・調停する特許業務を管理する部門の範囲に、「自治州、アイマク、地域、直轄市の区人民政府の特許業務を管理する部門」が追加されている。

**（二十）国家知識産権局による特許権侵害紛争の処理範囲**

**第九十六条を新設し、**「全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争」の状況を明確にした。

**（二十一）職務発明についての奨励と報酬**

**第九十三条を改正し、職務発明についての奨励金額を改定した。**

**第九十四条を改正し、職務発明についての報酬の決定方式を改正した。**

**三、国際条約における対応処理に関する**

**（二十二）ＰＣＴ出願に対する一時的な保護**

**第百三十二条を改正し**、国内公開が国際公開に先立つ場合、先の国内公開日から保護を与える。勿論、国際公開が国内公開に先立つ場合、依然として国際公開日から保護を与える。

**（二十三）ハーグ協定**

中国の『工業意匠の国際登録に関するハーグ協定』（２０２２年５月５日発効）への加盟に対応して、今回の実施細則に対する改正では、専門的な章（第十二章　意匠の国際出願に関する特別な規定）を追加して、ハーグ協定ルートによる意匠出願についての特別な審査規則を規定した。

（第十二章に第百三十六条～第百四十四条を新設した）

（１）**第百三十六条を新設し**、専門的な章（第十二章　意匠の国際出願に関する特別な規定）を追加して、ハーグ協定ルートによる意匠出願についての特別な審査規則を規定することを明確にした。

（２）**第百三十七条を新設し、**ハーグ協定に従って決定された国際登録日を中国における実際の出願日と見なすことを明確にした。

（３）**第百三十八条を新設し、**国家知識産権局の審査時間及び結果処理を規定した（「***第百三十八条　国際事務局が意匠の国際出願を公開した後、国務院特許行政部門は、意匠の国際出願を審査し、かつ審査結果を国際事務局に通知する。***」）。

（４）**第百三十九条を新設し、**優先権主張の規則を規定した（「***第百三十九条　国際事務局が公開した意匠の国際出願に１つ以上の優先権が含まれる場合、既に専利法第三十条の規定に基づき書面声明を提出したものと見なす。***

***意匠の国際出願の出願人が優先権を主張する場合、意匠の国際出願の公開日より起算して３ヶ月以内に先の出願の書類の副本を提出しなければならない。***」）。

（５）**第百四十条を新設し**、新規性の猶予期間の要求規則を規定した（「***第百四十条　意匠の国際出願に関する意匠が専利法第二十四条第（二）号又は第（三）号に掲げる状況に該当する場合、意匠の国際出願を提出する際に声明を行い、かつ意匠の国際出願の公開日より起算して２ヶ月以内に、本細則第三十三条第３項に規定する関連証明書類を提出しなければならない***」）。

（６）**第百四十一条を新設し**、分割出願の処理規則を規定した（「***第百四十*一*条　１つの意匠の国際出願に２つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は、意匠の国際出願の公開日より起算して２ヶ月以内に、国務院特許行政部門に分割出願を提出し、かつ費用を納付することができる。***」）。

（７）**第百四十二条を新設し**、国際出願の設計要点明細書と簡単な説明との対応を明確にした（「***第百四十二条　国際事務局が公開した意匠の国際出願に設計要点を含む明細書が含まれる場合、既に本細則第三十一条の規定に基づき簡単な説明を提出したものと見なす。***」）。

（８）**第百四十三条を新設し**、意匠の国際出願の権利付与手続きを規定した（「***第百四十三条　国務院特許行政部門は、意匠の国際出願を審査した後、拒絶査定理由を見つからなかった場合、保護を与えるという決定を下し、国際事務局に通知する。***

***国務院特許行政部門が保護を与えるという決定を下した後、これを公告し、該意匠権は公告日から発効する。***」。

（９）**第百四十四条を新設し**、国際事務局で権利変更手続きを行った後の証明書類の提出を規定した（「***第百四十四条　既に国際事務局で権利変更手続きを行った場合、出願人は、国務院特許管理部門に対して関連する証明材料を提供しなければならない***」）。

以上が専利法実施細則の主な改正に係る条項及び内容である。

付録：

実施細則の改正前後の対照表

**中華人民共和国国務院令**

第７６９号

『国務院による「中華人民共和国専利法実施細則」の改正に関する決定』をここに公布し、２０２４年１月２０日より施行する。

総理　李強

２０２３年１２月１１日

|  |  |
| --- | --- |
| **専利法実施細則（２０１０）** | **専利法実施細則（２０２３）** |
| **第一章　総則** |
| **第一条**　『中華人民共和国専利法』（以下専利法と略称）に基づき、本細則を制定する。 | **第一条**『中華人民共和国専利法』（以下専利法と略称）に基づき、本細則を制定する。 |
| **第二条**専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面形式又は国務院特許行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。 | **第二条　専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面形式又は国務院特許行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。その含まれるコンテンツは電子データ交換などの手段により具体的に表現することができ、いつでもチェック・できるデータメッセージ（以下、電子形式と総称）は、書面形式であると見なされる。** |
| **第三条**専利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語であって、統一的な中国語訳が無いものについては、その原文を注記しなければならない。　専利法及び本細則に基づいて提出される各種の証明書及び証明書類が外国語によるものであって、国務院特許行政部門は必要と認める場合、指定の期限内に中国語訳文を追加添付するよう当事者に要求することができる。期限が過ぎても追加添付されなかった場合には、当該証明書と証明書類が提出されていなかったと見なす。 | **第三条**専利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語であって、統一的な中国語訳が無いものについては、その原文を注記しなければならない。　専利法及び本細則に基づいて提出される各種の証明書及び証明書類が外国語によるものであって、国務院特許行政部門は必要と認める場合、指定の期限内に中国語訳文を追加添付するよう当事者に要求することができる。期限が過ぎても追加添付されなかった場合には、当該証明書と証明書類が提出されていなかったと見なす。 |
| **第四条**　国務院特許行政部門に郵送される各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することができる場合を除き、国務院特許行政部門が受領した日付を提出日とする。　　　　　国務院特許行政部門による各種の書類は、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。当事者が特許代理機構に委任している場合は、書類を特許代理機構宛てに送付する。特許代理機構に委任していない場合は、書類は願書に指定された連絡人宛てに送付する。　　　国務院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満１５日を以って、当事者の書類受領日と推定する。　　　国務院特許行政部門の規定によって直接的に交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。　書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することができる。公告の日より起算して満１ヶ月を以って当該文献が既に送達されたものと見なす。 | **第四条**　国務院特許行政部門に郵送される各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することができる場合を除き、国務院特許行政部門が受領した日付を提出日とする。　**各種の書類を電子形式で国務院特許行政部門に提出する場合、国務院特許行政部門が指定した特定の電子システムに登録した日付を提出日とする。**　国務院特許行政部門による各種の書類は、**電子形式、**郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。当事者が特許代理機構に委任している場合は、書類を特許代理機構宛てに交付する。特許代理機構に委任していない場合は、書類は願書に指定された連絡人宛てに交付する。　国務院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満１５日を以って、当事者の書類受領日と推定する。**当事者が書類の実際の受領日を証明できる証拠を提供した場合、実際の受領日に準じる。**　国務院特許行政部門の規定によって直接的に交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。　書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することができる。公告の日より起算して満１ヶ月を以って当該文献が既に送達されたものと見なす。　**国務院特許行政部門が電子形式で送達する各種の書類については、当事者が認めた電子システムに登録した日付を送達日とする。** |
| **第五条**専利法及び本細則に規定する各種の期限の**１日目**は期限内に算入しない。期限は年又は月を以って計算する場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。 | **第五条**専利法及び本細則に規定する各種の期限**開始の当日**は期限内に算入せず、**翌日より起算する**。期限は年又は月を以って計算する場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。 |
| **第六条**　当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障碍が取り除かれた日より起算して２ヶ月以内に、**遅くても**期限の満了日より起算して２年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。　前項に規定する状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合、国務院特許行政部門の通知を受領した日より起算して２ヶ月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。　　　　　当事者が本条第１項又は第２項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第２項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納付しなければならない。　当事者より国務院特許行政部門が指定した期限の延長を請求する場合は、期限の満了日までに国務院特許行政部門に理由を説明し、かつ関係手続きを取らなければならない。　本条第１項及び第２項の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十八条に規定する期限には適用しない。 | **第六条**　当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障碍が取り除かれた日より起算して２ヶ月以内**かつ**期限の満了日より起算して２年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。　前項に規定する状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合、国務院特許行政部門の通知を受領受け取った日より起算して２ヶ月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。**ただし、復審請求期限に間に合わなかった場合、復審請求期限の満了日より起算して２ヶ月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することができる。**　当事者が本条第１項又は第２項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第２項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納付しなければならない。　当事者より国務院特許行政部門が指定した期限の延長を申請する場合は、期限の満了日までに国務院特許行政部門に**期限延長請求書**を提出し、理由を説明し、かつ関係手続きを取らなければならない。　本条第１項及び第２項の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十八条に規定する期限には適用しない。 |
| **第七条**　特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要性がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要性がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶査定理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。　国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要性があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、復審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。 | **第七条**　特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要性がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要性がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶査定理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。　国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要性があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、復審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。 |
| **第八条**　専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明又は実用新案を言う。　いかなる機関又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか１つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。　（一）直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を提出し、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。　（二）国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を提出しなければならない。　国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したと見なされる。 | **第八条**　専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明又は実用新案を言う。　いかなる機関又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか１つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。　（一）直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を提出し、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。　（二）国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を提出しなければならない。　国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したと見なされる。 |
| **第九条**国務院特許行政部門は、本細則第八条の規定に基づいて提出された請求を受領した後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要性があると認めた場合、**適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日より起算して４ヶ月以内に機密保持審査通知を受領していない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。**　国務院特許行政部門は前項の規定に基づいて機密保持審査を行う場合、**機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日より起算して６ヶ月以内に機密保持必要の決定を受領していない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。** | **第九条**国務院特許行政部門は、本細則第八条の規定に基づいて提出された請求を受領した後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要性があると認めた場合、**請求提出日より起算して２ヶ月以内に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。状況が複雑である場合、２ヶ月延長することができる。**　　　国務院特許行政部門は前項の規定に基づいて機密保持審査を行う場合、**機密保持の必要性があるかについて請求提出日より起算して４ヶ月以内に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。状況が複雑である場合、２ヶ月延長することができる。** |
| **第十条**　専利法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律に禁止される発明創造を含まない。 | **第十条**　専利法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律に禁止される発明創造を含まない。 |
|  | **第十一条　特許出願は信義誠実の原則に従わなければならない。各種の特許出願の提出は、発明創造活動に基づくべきであり、不正を働いてはならない。** |
| **第十一条**専利法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、専利法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先日を指す。　本細則に言う出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法二十八条に規定する出願日を指す。 | **第十二条**専利法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、専利法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先日を指す。　本細則に言う出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法二十八条に規定する出願日を指す。 |
| **第十二条**専利法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、　（１）本来の職務の中で行った発明創造。　（２）所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造。　（３）定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の１年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある発明創造。　専利法第六条に言う所属機関には、一時的な勤め先が含まれる。専利法第六条に言う所属機関の物質的技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない**技術資料**などを指す。 | **第十三条**専利法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、　（１）本来の職務の中で行った発明創造。　（２）所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造。　（３）定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の１年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある発明創造。　専利法第六条に言う所属機関には、一時的な勤め先が含まれる。専利法第六条に言う所属機関の物質的技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない**技術情報及び資料**などを指す。 |
| **第十三条**　専利法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程において単にその仕事を組織した者、物質的技術条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。 | **第十四条**　専利法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程において単にその仕事を組織した者、物質的技術条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。 |
| **第十四条**　専利法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書をもって、国務院特許行政部門で特許権移転手続きを行わなければならない。　特許権者が他者と締結した特許実施許諾契約は契約発効の日より起算して３ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。　特許権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院特許行政部門で抵当登記手続きを行わなければならない。 | **第十五条**　専利法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書をもって、国務院特許行政部門で特許権移転手続きを行わなければならない。　特許権者が他者と締結した特許実施許諾契約は契約発効の日より起算して３ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。　特許権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院特許行政部門で抵当登記手続きを行わなければならない。 |
|  | **第十六条　特許業務は、党と国家による知的財産権の戦略的展開を実行し、中国の特許の創造、運用、保護、管理及びサービスのレベルを向上させ、包括的なイノベーションを支援し、革新的な国の建設を促進すべきである。****国務院特許行政部門は、特許情報の公共サービス能力を向上させ、特許情報を完全かつ正確かつ適時に公表し、基本的な特許データを提供し、特許関連データリソースのオープンな共有と相互連絡を促進しなければならない。** |
| **第二章　特許の出願** |
| **第十五条　書面によって特許を出願する場合は、国務院特許行政部門に出願書類１式２部を提出しなければならない。****国務院特許行政部門が規定するその他の形式で特許を出願する場合は、規定の要件に合致しなければならない。**　出願人が特許代理機構に委任して国務院特許行政部門に特許を出願しその他の特許事務を行う場合は、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。　出願人が２人以上でかつ特許代理機構に委任していない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。 | **第十七条　特許を出願する場合は、国務院特許行政部門に出願書類を提出しなければならない。出願書類は規定の要件に合致しなければならない。**　　　　出願人が特許代理機構に委任して国務院特許行政部門に特許を出願しその他の特許事務を行う場合は、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。　出願人が２人以上でかつ特許代理機構に委任していない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。 |
|  | **第十八条　専利法第十八条第一項の規定に基づいて、特許代理機構に委任して中国で特許を出願しその他の特許事務を行う場合、以下の事務について、出願人又は特許権者は自ら行うことができる。****（１）出願が優先権を主張する場合、最初に提出した特許出願（以下、先の出願と略称）の書類の副本の提出。****（２）費用の納付。****（３）国務院特許行政部門が規定するその他の事務。** |
| **第十六条**　発明、実用新案又は意匠の特許出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。　（１）発明、実用新案又は意匠の名称　（２）出願人が中国の機関又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、**組織機構コード或いは住民身分証明書番号**。出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍或いは登録した国又は地域。　（３）発明者又は考案者の氏名　（４）出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する**特許代理人の氏名、執業免許番号**、連絡先電話番号　（５）優先権を主張する場合、出願人が初回提出した特許出願（以下「先の出願」と略称）の出願日、出願番号及び元の受理機関の名称　（６）出願人又は特許代理機構の署名又は捺印　（７）出願書類目録　（８）添付書類目録　（９）その他、明記すべき関係事項 | **第十九条**　発明、実用新案又は意匠の特許出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。　（１）発明、実用新案又は意匠の名称　　（２）出願人が中国の単位又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、**統一社会信用コード或いは住民身分証明書番号**。出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍或いは登録した国又は地域。　（３）発明者又は考案者の氏名　（４）出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する**特許代理師の氏名、特許代理師資格証番号**、連絡先電話番号　（５）優先権を主張する場合、出願人が初回提出した特許出願（以下「先の出願」と略称）の出願日、出願番号及び元の受理機関の名称　（６）出願人又は特許代理機構の署名又は捺印　（７）出願書類目録　（８）添付書類目録　（９）その他、明記すべき関係事項 |
| **第十七条**　発明又は実用新案の特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。　（１）技術分野：保護を求める技術方案の属する技術分野を明記する。　（２）背景技術：発明又は実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。　（３）発明の概要：発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題及びその技術的課題を解決するために採用した技術方案を明記し、さらに従来技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。　（４）図面の説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。　（５）具体的な実施形態：発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。　発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約できかつ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることができるものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、かつ明細書の各部分の最初に表題を明記しなければならない。　発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならず、また「請求項…に記載する…であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。　**発明特許出願に１つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に国務院特許行政部門が規定する配列表を含めなければならない。出願人は当該配列表を明細書の１つ単独した部分として提出しなければならず、かつ国務院特許行政部門の規定に基づいて、コンピューター読み取り可能な形式による当該配列表の副本を提出しなければならない。**　実用新案の特許出願の明細書には、保護を求める製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。 | **第二十条**　発明又は実用新案の特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。　（１）技術分野：保護を求める技術方案の属する技術分野を明記する。　（２）背景技術：発明又は実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。　（３）発明の概要：発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題及びその技術的課題を解決するために採用した技術方案を明記し、さらに従来技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。　（４）図面の説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。　（５）具体的な実施形態：発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。　発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約できかつ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることができるものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、かつ明細書の各部分の最初に表題を明記しなければならない。　発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならず、また「請求項…に記載する…であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。**発明特許出願に１つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に国務院特許行政部門が規定する配列表を含めなければならない。**　　　　　　実用新案の特許出願の明細書には、保護を求める製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。 |
| **第十八条**　発明又は実用新案の一枚以上の添付図面は「図１、図２、…」の順に番号を振って並べなければならない。　発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。　添付図面に、必要な字句を除き、その他の注釈を有してはならない。 | **第二十一条**　発明又は実用新案の一枚以上の添付図面は「図１、図２、…」の順に番号を振って並べなければならない。　発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。　添付図面に、必要な字句を除き、その他の注釈を有してはならない。 |
| **第十九条**　特許請求の範囲には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。　特許請求の範囲に複数の請求項がある場合は、アラビア数字で番号を振らなければならない。　特許請求の範囲中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならず、化学式又は数式が有してもよいが、挿絵が有してはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書…の部分に記載されたように」或いは「図面…に示すように」などの表現を使用してはならない。　請求項中の技術的特徴は明細書の添付図面中の対応する記号を引用することができ、当該記号は、請求項の理解に資するために対応する技術的特徴の後の括弧に置かなければならない。添付図面の記号は請求項への制限と解してはならない。 | **第二十二条**　特許請求の範囲には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。　特許請求の範囲に複数の請求項がある場合は、アラビア数字で番号を振らなければならない。　特許請求の範囲中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならず、化学式又は数式が有してもよいが、挿絵が有してはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書…の部分に記載されたように」或いは「図面…に示すように」などの表現を使用してはならない。　請求項中の技術的特徴は明細書の添付図面中の対応する記号を引用することができ、当該記号は、請求項の理解に資するために対応する技術的特徴の後の括弧に置かなければならない。添付図面の記号は請求項への制限と解してはならない。 |
| **第二十条**　特許請求の範囲は独立請求項を有しなければならず、従属請求項を有してもよい。　独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的課題を解決する必要な技術的特徴を記載しなければならない。　従属請求項は付加的な技術的特徴を用い、引用する請求項をさらに限定しなければならない。 | **第二十三条**　特許請求の範囲は独立請求項を有しなければならず、従属請求項を有してもよい。　独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的課題を解決する必要な技術的特徴を記載しなければならない。　従属請求項は付加的な技術的特徴を用い、引用する請求項をさらに限定しなければならない。 |
| **第二十一条**　発明又は実用新案の独立請求項は前提部分と特徴部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。　（１）前提部分：保護を求める発明又は実用新案の技術方案の主題の名称及び発明又は実用新案の主題が最も近い従来技術と共有する必要な技術的特徴を明記する。　（２）特徴部分：「…を特徴とする」又はこれに類似する用語を用い、発明又は実用新案が最も近い従来技術と異なる技術的特徴を明記する。これらの特徴は前提部分に明記する特徴と合わせて、発明又は実用新案が保護を求める範囲を限定する。　発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合、独立請求項はその他の方式で作成することができる。　１つの発明又は実用新案には１つの独立請求項しかなければならず、かつ同一の発明又は実用新案の従属請求項の前に記載するものとする。 | **第二十四条**　発明又は実用新案の独立請求項は前提部分と特徴部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。　（１）前提部分：保護を求める発明又は実用新案の技術方案の主題の名称及び発明又は実用新案の主題が最も近い従来技術と共有する必要な技術的特徴を明記する。　（２）特徴部分：「…を特徴とする」又はこれに類似する用語を用い、発明又は実用新案が最も近い従来技術と異なる技術的特徴を明記する。これらの特徴は前提部分に明記する特徴と合わせて、発明又は実用新案が保護を求める範囲を限定する。　発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合、独立請求項はその他の方式で作成することができる。　１つの発明又は実用新案には１つの独立請求項しかなければならず、かつ同一の発明又は実用新案の従属請求項の前に記載するものとする。 |
| **第二十二条**発明又は実用新案の従属請求項は引用部分と限定部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。　（１）引用部分：引用する請求項の番号と主題の名称を明記する。　（２）限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。　従属請求項はその前の請求項しか引用できない。２つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は、択一的にその前の請求項を引用し、かつ他の多項従属請求項の基礎としてはならない。 | **第二十五条**発明又は実用新案の従属請求項は引用部分と限定部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。　（１）引用部分：引用する請求項の番号と主題の名称を明記する。　（２）限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。　従属請求項はその前の請求項しか引用できない。２つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は、択一的にその前の請求項を引用し、かつ他の多項従属請求項の基礎としてはならない。 |
| **第二十三条**要約書には発明又は実用新案の特許出願が公開する内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術的課題、当該課題を解決するための技術方案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。　要約書に発明を最も説明できる化学式を備えることができる。添付図面のある特許出願は、さらに当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明できる添付図面を**１枚提出**しなければならない。**添付図面の大きさと明晰度は、当該図面が４ｃｍ×６ｃｍに縮小された時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるほどでなければならない。要約書の文字部分は３００字を超えてはならない。**要約書中には商業的な宣伝用語を使用してはならない。 | **第二十六条**要約書には発明又は実用新案の特許出願が公開する内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術的課題、同課題を解決するための技術方案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。　要約書に発明を最も説明できる化学式を備えることができる。添付図面のある特許出願は、**選択図として、**さらに**願書において**当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明できる**１枚**の添付図面を**指定**しなければならない。要約書中には商業的な宣伝用語を使用してはならない。 |
| **第二十四条**　特許を出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、かつ当該生物材料に対する説明は当業者にその発明を実施させるには充分でない場合は、専利法と本細則の関連規定に合致する他に、出願人は以下の手続きも行わなければならない。　（１）出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は遅くとも出願日より起算して４ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。期限が満了になっても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。　（２）出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。　（３）生物材料サンプルの寄託に関わる特許出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して４ヶ月以内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、寄託されていないものと見なす。 | **第二十七条**　特許を出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、かつ当該生物材料に対する説明は当業者にその発明を実施させるには充分でない場合は、専利法と本細則の関連規定に合致する他に、出願人は以下の手続きも行わなければならない。　（１）出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は遅くとも出願日より起算して４ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。期限が満了になっても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。　（２）出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。　（３）生物材料サンプルの寄託に関わる特許出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して４ヶ月以内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、寄託されていないものと見なす。 |
| **第二十五条**発明特許出願人が本細則第二十四条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、いかなる機関又は個人が当該特許出願が関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、国務院特許行政部門に請求を提出し、以下の事項を明記しなければならない。　（１）請求人の氏名又は名称と住所　（２）他のいかなる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証　（３）特許権が付与されるまでに、実験目的でのみ使用する旨の保証。 | **第二十八条**発明特許出願人が本細則第二十四条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、いかなる機関又は個人が当該特許出願が関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、国務院特許行政部門に請求を提出し、以下の事項を明記しなければならない。　（１）請求人の氏名又は名称と住所　（２）他のいかなる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証　（３）特許権が付与されるまでに、実験目的でのみ使用する旨の保証。 |
| **第二十六条**専利法で言う遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材を指す。専利法で言う遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝功能を利用して完成された発明創造を言う。　遺伝資源に依存して完成した発明創造について特許を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。 | **第二十九条**専利法で言う遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材と**このような素材を使用して生成された遺伝情報**を指す。専利法で言う遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝功能を利用して完成された発明創造を言う。　遺伝資源に依存して完成した発明創造について特許を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。 |
| **第二十七条**　　　　　　　　　出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。**出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関係する図面又は写真を提出しなければならない。** | **第三十条　出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関係する図面又は写真を提出しなければならない。**　**部分意匠特許を出願する場合、製品全体の正投影図を提出し、破線と実線の組み合わせ又はその他の方式で保護を求める部分の内容を示さなければならない。**　出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。 |
| **第二十八条**　意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を１枚指定しなければならない。正投影図の省略又は色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記しなければならない。　同一の製品における複数の類似意匠を１つの意匠特許として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの１つを基本設計として指定しなければならない。　　　　　　簡単な説明に商業的な宣伝用語を使用したり、それを製品の性能の説明に**使ったりしてはならない**。 | **第三十一条**　意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を１枚指定しなければならない。正投影図の省略又は色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記しなければならない。　同一の製品における複数の類似意匠を１つの意匠特許として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの１つを基本設計として指定しなければならない。　**部分意匠特許を出願する場合、製品全体の正投影図において破線と実線の組み合わせで示されている場合を除き、簡単な説明の中で、保護を求める部分を明記しなければならない。**　簡単な説明に商業的な宣伝用語を使用したり、製品の性能**を説明したりしてはならない**。 |
| **第二十九条**　国務院特許行政部門は必要に応じて、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠特許出願人に要求することができる。サンプル又は模型の体積は３０ｃｍ×３０ｃｍ×３０ｃｍ以下、重量は１５ｋｇ以下とする。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。 | **第三十二条**　国務院特許行政部門は必要に応じて、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠特許出願人に要求することができる。サンプル又は模型の体積は３０ｃｍ×３０ｃｍ×３０ｃｍ以下、重量は１５ｋｇ以下としなければならない。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。 |
| **第三十条**　専利法第二十四条第**（１）**号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。　専利法第二十四条第**（２）**号に言う学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。　　　特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第**（１）**号又は第**（２）**号に挙げた事情がある場合、出願人は特許出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して２ヶ月以内に、**国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関係発明創造が既に展示されたか又は発表された事実**、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。　特許を出願する発明創造に専利法第二十四条**第（３）号**に挙げた事情がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求することができる。　出願人が本条第３項の規定に基づいて声明と証明書類を提出せず、或いは本条第４項の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。 | **第三十三条**　専利法第二十四条第**（２）**号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。　専利法第二十四条第**（３）**号に言う学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議、**及び国務院の関係主管部門が認めた、国際組織が開催する学術会議又は技術会議**を指す。　特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第**（２）**号又は第**（３）**号に挙げた事情がある場合、出願人は特許出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して２ヶ月以内に、**関係発明創造が既に展示されたか又は発表された事実**、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。　　　特許を出願する発明創造に専利法第二十四条**第（１）号又は第（４）号**に挙げた事情がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求することができる。　出願人が本条第３項の規定に基づいて声明と証明書類を提出せず、或いは本条第４項の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。 |
| **第三十一条**　出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願の書類の副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務院特許行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院特許行政部門は電子交換などのルートで先の出願の書類の副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先の出願の書類の副本を提出したものと見なす。国内優先権を主張し、出願人は願書において先の出願の出願日と出願番号を明記した場合、先の出願の書類の副本を提出したと見なす。　優先権を主張するが、願書において先の出願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうちの１項又は２項の内容について記載漏れ又は記載ミスがあった場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正しなかった場合、優先権を主張していないものと見なす。　優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先の出願の書類の副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。　意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その先の出願には意匠の簡単な説明を備えないが、出願人は本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先の出願の書類における図面又は写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。 | **第三十四条**　出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願の書類の副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務院特許行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院特許行政部門は電子交換などのルートで先の出願の書類の副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先の出願の書類の副本を提出したものと見なす。国内優先権を主張し、出願人は願書において先の出願の出願日と出願番号を明記した場合、先の出願の書類の副本を提出したと見なす。　優先権を主張するが、願書において先の出願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうちの１項又は２項の内容について記載漏れ又は記載ミスがあった場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正しなかった場合、優先権を主張していないものと見なす。　優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先の出願の書類の副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。　意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その先の出願には意匠の簡単な説明を備えないが、出願人は本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先の出願の書類における図面又は写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。 |
| **第三十二条**　出願人は１つの特許出願において１つ又は複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権期間は最も早い優先日より起算する。　出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明特許の出願である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することができる。先の出願が実用新案の特許出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。ただし、後の出願の提出に当たり、先の出願の主題が以下に挙げる状況の１つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。　　　　　　　　　　（１）既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合　（２）既に特許権が付与されている場合　（３）規定によって提出した分割出願に属する場合　出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。 | **第三十五条**　出願人は１つの特許出願において１つ又は複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権期間は最も早い優先日より起算する。　**発明又は実用新案の特許**の出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明特許の出願である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することができる。先の出願が実用新案の特許出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。**意匠特許出願人は国内優先権を主張し、先の出願が発明又は実用新案の特許出願である場合、添付図面に示される設計について同一の主題の意匠特許を出願することができる。先の出願が意匠特許の出願である場合、同一の主題について意匠特許を出願することができる。**ただし、後の出願の提出に当たり、先の出願の主題が以下に挙げる状況の１つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。　（１）既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合　（２）既に特許権が付与されている場合　（３）規定によって提出した分割出願に属する場合　出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。**ただし、意匠特許出願人が国内優先権の基礎として発明又は実用新案の特許出願を主張する場合は除く。** |
|  | **第三十六条　出願人は、専利法第二十九条に規定する期限を過ぎたが、正当な理由をもって、国務院特許行政部門に同一の主題について発明又は実用新案の特許を出願する場合、期限満了日より起算して２ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。** |
|  | **第三十七条　発明又は実用新案の特許出願人は、優先権を主張する場合、優先日より起算して１６ヶ月以内又は出願日より起算して４ヶ月以内に、願書に優先権主張の追加又は訂正を請求することができる。** |
| **第三十三条**　中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願するか又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、以下の書類の提出を要求することができる。　（１）出願人が個人の場合、その国籍の証明　（２）出願人が企業又はその他の組織である場合、その登録した国又は地域の証明書類　（３）中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、当該国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類 | **第三十八条**　中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願するか又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、以下の書類の提出を要求することができる。　（１）出願人が個人の場合、その国籍の証明　（２）出願人が企業又はその他の組織である場合、その登録した国又は地域の証明書類　（３）中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、当該国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類 |
| **第三十四条**　専利法第三十一条第１項の規定に基づいて、１つの特許出願として提出できる、１つの全体的発明構想に属する２つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、１つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。ここに言う特定の技術的特徴とは各発明又は実用新案が全体として従来技術に貢献した技術的特徴を指す。 | **第三十九条**　専利法第三十一条第１項の規定に基づいて、１つの特許出願として提出できる、１つの全体的発明構想に属する２つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、１つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。ここに言う特定の技術的特徴とは各発明又は実用新案が全体として従来技術に貢献した技術的特徴を指す。 |
| **第三十五条**　専利法第三十一条第２項の規定に基づいて、同一製品における複数の類似意匠を１つの出願として提出する場合、当該製品における他の設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。１つの意匠特許出願における類似意匠は１０個を超えてはならない。　専利法第三十一条第２項に言う同一類別でかつセットで販売されるか又は使用される製品の２つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一の大分類に属し、慣習上同時に販売するか又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。　２つ以上の意匠を１つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。 | **第四十条**　専利法第三十一条第２項の規定に基づいて、同一製品における複数の類似意匠を１つの出願として提出する場合、当該製品における他の設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。１つの意匠特許出願における類似意匠は１０個を超えてはならない。　専利法第三十一条第２項に言う同一類別でかつセットで販売されるか又は使用される製品の２つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一の大分類に属し、慣習上同時に販売するか又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。　２つ以上の意匠を１つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。 |
| **第三十六条**　出願人が特許出願を取り下げる場合、国務院特許行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。　特許出願の取り下げ声明は、国務院特許行政部門が特許出願書類の公開のための印刷準備作業を完了した後になされた場合、出願書類は依然として公開する。ただし、特許出願の取り下げ声明はその後に出版される特許公報に公告しなければならない。 | **第四十一条**　出願人が特許出願を取り下げる場合、国務院特許行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。　特許出願の取り下げ声明は、国務院特許行政部門が特許出願書類の公開のための印刷準備作業を完了した後になされた場合、出願書類は依然として公開する。ただし、特許出願の取り下げ声明はその後に出版される特許公報に公告しなければならない。 |
| **第三章　特許出願の審査と認可** |
| **第三十七条**　予備審査、実体審査、復審及び無効宣告手続きにおいて、審査と審理を行う者に以下に挙げる状況の１つにあたる場合、自ら忌避しなければならず、当事者又はその他の利害関係者はその忌避を要求することができる。　（１）当事者又はその代理人の近い親族である場合　（２）特許出願又は特許権と利害関係がある場合　（３）当事者又はその代理人と、公正な審査と審理に影響する可能性があるその他の関係が有る場合　**（４）特許復審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参与していた場合** | **第四十二条**　予備審査、実体審査、復審及び無効宣告手続きにおいて、審査と審理を行う者に以下に挙げる状況の１つにあたる場合、自ら忌避しなければならず、当事者又はその他の利害関係者はその忌避を要求することができる。　（１）当事者又はその代理人の近い親族である場合　（２）特許出願又は特許権と利害関係がある場合　（３）当事者又はその代理人と、公正な審査と審理に影響する可能性があるその他の関係が有る場合　**（４）復審又は無効宣告手続きにおいて、かつて元の出願の審査に参与していた場合** |
| **第三十八条**　国務院特許行政部門は、発明又は実用新案の特許出願の願書、明細書（実用新案に添付図面を付さなければならない）及び特許請求の範囲、又は意匠の特許出願の願書、意匠の図面又は写真と簡単な説明を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、かつ出願人に通知しなければならない。 | **第四十三条**　国務院特許行政部門は、発明又は実用新案の特許出願の願書、明細書（実用新案に添付図面を付さなければならない）及び特許請求の範囲、又は意匠特許の出願の願書、意匠の図面又は写真と簡単な説明を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、かつ出願人に通知しなければならない。 |
| **第三十九条**　特許出願書類が以下に挙げる状況の１つにあたる場合、国務院特許行政部門は受理せず、かつ出願人に通知する。　（１）発明又は実用新案の特許出願に願書、明細書（実用新案に添付図面がない）又は特許請求の範囲が欠けているか、或いは意匠の特許出願に願書、図面又は写真、簡単な説明が欠けている場合　（２）中国語を使用していない場合　**（３）本細則第百二十一条第１項の規定に合致していない場合**　（４）願書中に出願人の氏名又は名称が欠けているか、或いは住所が欠けている場合　（５）明らかに専利法第十八条又は第十九条第１項の規定に合致していない場合　（６）特許出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が明確でないか又は確定しがたい場合 | **第四十四条**　特許出願書類が以下に挙げる状況の１つにあたる場合、国務院特許行政部門は受理せず、かつ出願人に通知する。　（１）発明又は実用新案の特許出願に願書、明細書（実用新案に添付図面がない）又は特許請求の範囲が欠けているか、或いは意匠の特許出願に願書、図面又は写真、簡単な説明が欠けている場合　（２）中国語を使用していない場合　**（３）出願書類の書式が規定に合致していない場合**　（４）願書中に出願人の氏名又は名称が欠けているか、或いは住所が欠けている場合　（５）明らかに専利法第十八条又は第十九条第１項の規定に合致していない場合　（６）特許出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が明確でないか又は確定しがたい場合 |
|  | **第四十五条　発明又は実用新案の特許出願に特許請求の範囲、明細書、又は、特許請求の範囲もしくは明細書の一部が欠けているか又は誤って提出されたが、出願人が提出日に優先権を主張した場合、提出日より起算して２ヶ月以内、又は国務院特許行政部門が指定した期限内に、先の出願の書類を参照により組み入れる方式で補足提出することができる。補足提出された書類が関連規定に合致している場合、書類の最初の提出日を出願日とする。** |
| **第四十条**　明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が欠けている場合、出願人は国務院特許行政部門が指定した期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを声明しなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合、添付図面を国務院特許行政部門に提出したか又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合、元の出願日を維持する。 | **第四十六条**　明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が欠けている場合、出願人は国務院特許行政部門が指定した期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを声明しなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合、添付図面を国務院特許行政部門に提出したか又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合、元の出願日を維持する。 |
| **第四十一条**２人以上の出願人は同日（出願日を指す。優先権を主張する場合、優先日を指す）に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した後に自ら協議し、出願人を確定しなければならない。　同一の出願人は同日（出願日を指す）に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造について既に他方の特許を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第１項における同様の発明創造について１つの特許権しか付与できないという規定に基づいて処理する。　国務院特許行政部門は実用新案権の付与を公告する際に、出願人が本条第２項の規定に基づいて発明特許も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。　発明特許出願について審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は出願人に規定期限内に実用新案権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院特許行政部門は発明特許権の付与決定を下し、かつ発明特許権の付与を公告する際に出願人による実用新案権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は当該発明特許出願を拒絶するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該発明特許出願が取り下げられたものと見なす。　実用新案権は発明特許権の付与公告日を持って終了する。 | **第四十七条**２人以上の出願人は同日（出願日を指す。優先権を主張する場合、優先日を指す）に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した後に自ら協議し、出願人を確定しなければならない。　同一の出願人は同日（出願日を指す）に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造について既に他方の特許を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第１項における同様の発明創造について１つの特許権しか付与できないという規定に基づいて処理する。　国務院特許行政部門は実用新案権の付与を公告する際に、出願人が本条第２項の規定に基づいて発明特許も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。　発明特許出願について審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は出願人に規定期限内に実用新案権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院特許行政部門は発明特許権の付与決定を下し、かつ発明特許権の付与を公告する際に出願人による実用新案権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は当該発明特許出願を拒絶するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該発明特許出願が取り下げられたものと見なす。　実用新案権は発明特許権の付与公告日を持って終了する。 |
| **第四十二条**　１つの特許出願に２つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第１項に規定する期限が満了するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を提出することができる。ただし、特許出願が既に拒絶され、取り下げられたか又は取り下げと見なされた場合、分割出願を提出することができない。　国務院特許行政部門は、１つの特許出願が専利法第三十一条と本細則第三十四条又は第三十五条の規定に合致していないと考える場合、指定の期限内にその出願について修正を行うよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該出願が取り下げられたものと見なす。　分割出願について元の出願の類別を変更してはならない。 | **第四十八条**　１つの特許出願に２つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第１項に規定する期限が満了するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を提出することができる。ただし、特許出願が既に拒絶され、取り下げられたか又は取り下げと見なされた場合、分割出願を提出することができない。　国務院特許行政部門は、１つの特許出願が専利法第三十一条と本細則第三十四条又は第三十五条の規定に合致していないと考える場合、指定の期限内にその出願について修正を行うよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該出願が取り下げられたものと見なす。　分割出願について元の出願の類別を変更してはならない。 |
| **第四十三条**　本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先日を維持することができるが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。　分割出願について専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを行わなければならない。　分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。**分割出願の提出に当たって、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、合わせて元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。** | **第四十九条**　本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先日を維持することができるが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。　分割出願について専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを行わなければならない。　分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。 |
| **第四十四条**専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を備えているか、これらの書類が規定された書式に合致しているかを審査し、また以下の各項を審査することである。　（１）発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに属しているか、**専利法第十八条、第十九条第１項、第二十条第１項又は本細則第十六条、第二十六条第２項の規定**に合致していないか、専利法第二条第２項、第二十六条第５項、第三十一条第１項、第三十三条又は**本細則第十七条～第二十一条の規定**に明らかに合致していないか。　（２）実用新案特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに属しているか、**専利法第十八条、第十九条第１項、第二十条第１項又は本細則第十六条～第十九条、第二十一条～第二十三条**の規定に合致していないか、専利法**第二条第３項、第二十二条第２項、第４項、第二十六条第３項、第４項、第三十一条第１項、第三十三条又は本細則第二十条、第四十三条第１項の規定**に明らかに合致していないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。　（３）意匠特許出願が専利法第五条、第二十五条第１項第（６）号に規定する状況に明らかに属しているか、専利法**第十八条、第十九条第１項又は本細則第十六条、第二十七条、第二十八条の規定に合致していないか、専利法第二条第４項、第二十三条第１項、第二十七条第２項、第三十一条第２項、第三十三条又は本細則第四十三条第１項**の規定に明らかに合致していないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。　　（４）出願書類が本細則第二条、第三条第１項の規定に合致しているか。　国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、その出願が取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述したか又は補正した後、国務院特許行政部門が依然として前項の各規定に合致していないと考える場合、拒絶しなければならない。 | **第五十条**専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を備えているか、これらの書類が規定された書式に合致しているかを審査し、また以下の各項を審査することである。　（１）発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに属しているか、**専利法第十七条、第十八条第１項、第十九条第１項又は本細則第十一条、第十九条、第二十九条第２項の規定**に合致していないか、専利法第二条第２項、第二十六条第５項、第三十一条第１項、第三十三条又は**本細則第二十条～第二十四条の規定**に明らかに合致していないか。　（２）実用新案特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に明らかに属しているか、**専利法第十七条、第十八条第１項、第十九条第１項又は本細則第十一条、第十九条～第二十二条、第二十四条～第二十六条の規定に合致していないか、**専利法**第二条第３項、第二十二条、第二十六条第３項、第二十六条第４項、第三十一条第１項、第三十三条又は本細則第二十三条、第四十九条第１項の規定**に明らかに合致していないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。　（３）意匠特許出願が専利法第五条、第二十五条第１項第（６）号に規定する状況に明らかに属しているか、専利法**第十七条、第十八条第１項又は本細則第十一条、第十九条、第三十条、第三十一条の規定に合致していないか、専利法第二条第４項、第二十三条第１項、第二十三条第２項、第二十七条第２項、第三十一条第２項、第三十三条又は本細則第四十九条第１項**の規定に明らかに合致していないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。　（４）出願書類が本細則第二条、第三条第１項の規定に合致しているか。　国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、その出願が取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述したか又は補正した後、国務院特許行政部門が依然として前項の各規定に合致していないと考える場合、拒絶しなければならない。 |
| **第四十五条**　特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類は以下に挙げる状況の１つにあたる場合、提出されていないものと見なす。　（１）規定された書式を使用しないか又は記入が規定に合致していない場合　（２）規定に基づいて証明材料を提出していない場合　国務院特許行政部門は提出されていないと見なすという審査意見を出願人に通知しなければならない。　 | **第五十一条**　特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類は以下に挙げる状況の１つにあたる場合、提出されていないものと見なす。　　（１）規定された書式を使用しないか又は記入が規定に合致していない場合　（２）規定に基づいて証明材料を提出していない場合　　国務院特許行政部門は提出されていないと見なすという審査意見を出願人に通知しなければならない。　 |
| **第四十六条**　出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合、国務院特許行政部門に声明しなければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに出願を公開しなければならない。 | **第五十二条**　出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合、国務院特許行政部門に声明しなければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに出願を公開しなければならない。 |
| **第四十七条**出願人は意匠を使用する製品及びその属する類別を明記する場合、国務院特許行政部門が公表した意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の属する類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国務院特許行政部門は補充するか又は修正することができる。 | **第五十三条**出願人は意匠を使用する製品及びその属する類別を明記する場合、国務院特許行政部門が公表した意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の属する類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国務院特許行政部門は補充するか又は修正することができる。 |
| **第四十八条**発明特許出願の公開日から特許権付与の公告日まで、いかなる人でも専利法の規定に合致していない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。 | **第五十四条**発明特許出願の公開日から特許権付与の公告日まで、いかなる人でも専利法の規定に合致していない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。 |
| **第四十九条**　発明特許の出願人は正当な理由があって専利法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合、国務院特許行政部門に声明し、かつ関係資料を入手した後に補足提出しなければならない。 | **第五十五条**　発明特許の出願人は正当な理由があって専利法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合、国務院特許行政部門に声明し、かつ関係資料を入手した後に補足提出しなければならない。 |
| **第五十条**　国務院特許行政部門は専利法第三十五条第２項の規定に基づいて特許出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。 | **第五十六条**　国務院特許行政部門は専利法第三十五条第２項の規定に基づいて特許出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。　**出願人は特許出願について遅延審査を請求することができる。** |
| **第五十一条**　発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して３ヶ月以内に、発明特許出願について修正を自発的に提出することができる。　実用新案又は意匠特許の出願人は、出願日より起算して２ヶ月以内に、実用新案又は意匠の特許出願について修正を自発的に提出することができる。　出願人は国務院特許行政部門が発行する審査意見通知書を受領した後に特許出願書類を修正する場合は、通知書に指摘された欠陥に対して修正を行わなければならない。　国務院特許行政部門は特許出願書類中の文字と記号における明らかな誤りを自ら修正することができる。国務院特許行政部門が自ら補正する場合は、出願人に通知しなければならない。 | **第五十七条**　発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して３ヶ月以内に、発明特許出願について修正を自発的に提出することができる。　実用新案又は意匠特許の出願人は、出願日より起算して２ヶ月以内に、実用新案又は意匠の特許出願について修正を自発的に提出することができる。　出願人は国務院特許行政部門が発行する審査意見通知書を受領した後に特許出願書類を修正する場合は、通知書に指摘された欠陥に対して修正を行わなければならない。　国務院特許行政部門は特許出願書類中の文字と記号における明らかな誤りを自ら修正することができる。国務院特許行政部門が自ら補正する場合は、出願人に通知しなければならない。 |
| **第五十二条**　発明又は実用新案の特許出願の明細書又は特許請求の範囲の修正部分については、個々の文字上の修正又は増減を除き、規定された書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面又は写真の修正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。 | **第五十八条**　発明又は実用新案の特許出願の明細書又は特許請求の範囲の修正部分については、個々の文字上の修正又は増減を除き、規定された書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面又は写真の修正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。 |
| **第五十三条**　専利法第三十八条の規定に基づいて、発明特許出願について実体審査を経て拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。　（１）出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に属しているか、或いは専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できない場合　（２）出願が専利法第二条第２項、**第二十条第１項、第二十二条、第二十六条第３項、第４項、第５項、第三十一条第１項又は本細則第二十条第２項**の規定に合致していない場合　　（３）出願の修正が専利法第三十三条の規定に合致していないか、或いは分割出願が本細則第**四十三条第１項**の規定に合致していない場合 | **第五十九条**　専利法第三十八条の規定に基づいて、発明特許出願について実体審査を経て拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。　（１）出願が専利法第五条、第二十五条に規定する状況に属しているか、或いは専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できない場合　（２）出願が専利法第二条第２項、**第十九条第１項、第二十二条、第二十六条第３項、第二十六条第４項、第二十六条第５項、第三十一条第１項又は本細則第十一条、第二十三条第２項**の規定に合致していない場合　（３）出願の修正が専利法第三十三条の規定に合致していないか、或いは分割出願が本細則第**四十九条第１項**の規定に合致していない場合 |
| **第五十四条**　国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して２ヶ月以内に登記手続きを行わなければならない。出願人が期限内に登記手続きを行った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。　期限が満了になっても登記手続きを行わない場合、特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。 | **第六十条**　国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して２ヶ月以内に登記手続きを行わなければならない。出願人が期限内に登記手続きを行った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。　期限が満了になっても登記手続きを行わない場合、特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。 |
| **第五十五条**　機密保持特許出願について審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の付与決定を下し、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項について登記しなければならない。 | **第六十一条**　機密保持特許出願について審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の付与決定を下し、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項について登記しなければならない。 |
| **第五十六条**　実用新案権又は意匠権の付与決定が公告された後、専利法**第六十条**に規定する特許権者**又は利害関係者**は特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。　　　　特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を提出し、**特許番号**を明記しなければならない。１つの請求は１つの特許権に限るものとする。　特許権評価報告請求書が規定に合致していない場合、国務院特許行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。 | **第六十二条**　実用新案権又は意匠　権の付与決定が公告された後、専利法**第六十六条**に規定する特許権者**、利害関係者、被疑侵害者**は特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。**出願人は特許権登記手続きを行う際に特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。**　特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を提出し、**特許出願番号又は特許番号**を明記しなければならない。１つの請求は１つの特許権に限るものとする。　特許権評価報告請求書が規定に合致していない場合、国務院特許行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。 |
| **第五十七条**　国務院特許行政部門が特許権評価報告請求書を受領してから**２**ヶ月以内に、特許権評価報告を作成しなければならない。同一の実用新案権又は意匠権に対して、複数の請求人が特許権評価報告書の作成を請求する場合、国務院特許行政部門は特許権評価報告書を１式だけ作成する。いかなる機関又は個人でも当該特許権評価報告書を閲覧するか又は複製することができる。 | **第六十三条**　国務院特許行政部門が特許権評価報告請求書を受領してから**２**ヶ月以内に、特許権評価報告を作成しなければならない。**ただし、出願人は特許権登記手続きを行う際に特許権評価報告書の作成を請求した場合、国務院特許行政部門は特許権付与の公告日より起算して２ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。**　同一の実用新案権又は意匠権に対して、複数の請求人が特許権評価報告書の作成を請求する場合、国務院特許行政部門は特許権評価報告書を１式だけ作成する。いかなる機関又は個人でも当該特許権評価報告書を閲覧するか又は複製することができる。 |
| **第五十八条**　国務院特許行政部門は、特許公告、特許単行本中に存在する誤りについて、発見したら、適時に訂正し、かつ行った訂正について公告しなければならない。 | **第六十四条**　国務院特許行政部門は、特許公告、特許単行本中に存在する誤りについて、発見したら、適時に訂正し、かつ行った訂正について公告しなければならない。 |
| **第四章　特許出願の復審と特許権の無効宣告** |
| **第五十九条　特許復審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術専門家と法律専門家から構成され、主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。** |  |
| **第六十条**　専利法第四十一条の規定に基づいて**特許復審委員会**に復審を請求する場合は、復審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じてさらに関係する証拠を添付しなければならない。　復審請求が専利法第十九条第１項又は第四十一条第１項の規定に合致していない場合、**特許復審委員会**は受理せず、書面をもって復審請求者に通知すると同時に理由を説明する。　復審請求書が規定された書式に合致していない場合、復審請求人は**特許復審委員会**の指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、当該復審請求が提出されなかったものと見なす。 | **第六十五条**　専利法第四十一条の規定に基づいて**国務院特許行政部門**に復審を請求する場合は、復審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じてさらに関係する証拠を添付しなければならない。　復審請求が専利法第十九条第１項又は第四十一条第１項の規定に合致していない場合、**特許復審委員会**は受理せず、書面をもって復審請求者に通知すると同時に理由を説明する。　復審請求書が規定された書式に合致していない場合、復審請求人は**国務院特許行政部門**の指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、当該復審請求が提出されなかったものと見なす。 |
| **第六十一条**　請求人は復審を請求するか又は**特許復審委員会**の復審通知書に回答する時に、特許出願書類を修正することができる。ただし、修正は拒絶査定又は復審通知書に指摘された欠陥の解消に限るものとする。　修正された特許出願書類は１式２部提出しなければならない。 | **第六十六条**　請求人は復審を請求するか又は**国務院特許行政部門**の復審通知書に回答する時に、特許出願書類を修正することができる。ただし、修正は拒絶査定又は復審通知書に指摘された欠陥の解消に限るものとする。　修正された特許出願書類は１式２部提出しなければならない。 |
| **第六十二条　特許復審委員会は受理した復審請求書を国務院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しに同意する場合、特許復審委員会はこれに基づいて復審審決を下し、復審請求人に通知しなければならない。** |  |
| **第六十三条**　**特許復審委員会**は復審を行った後、復審請求が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、当該復審請求が取り下げられたものと見なす。意見を陳述したか又は修正した後、**特許復審委員会**は依然として専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、元の拒絶査定を維持する旨の復審審決を下さなければならない。　　**特許復審委員会**は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、又は修正を行った特許出願書類が元の拒絶査定に指摘された欠陥を解消したと考える場合、元の拒絶査定を取り消し、**元の審査部門**で引き続き審査手続きを行わなければならない。 | **第六十七条**　**国務院特許行政部門**は復審を行った後、復審請求が専利法と本細則の関係規定に合致していない或いは**特許出願が専利法と本細則の関係規定に明らかに違反する他の状況があると考える場合**、復審請求人に通知し、指定期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、当該復審請求が取り下げられたものと見なす。意見を陳述したか又は修正した後、**国務院特許行政部門**は依然として専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、元の拒絶査定を維持する旨の復審審決を下さなければならない。　**国務院特許行政部門**は復審を行った後、元の拒絶査定が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、又は修正を行った特許出願書類が元の拒絶査定**及び審査通知書**に指摘された欠陥を解消したと考える場合、元の拒絶査定を取り消し、引き続き審査手続きを行わなければならない。 |
| **第六十四条**　**特許復審委員会**が審決を下す前に、復審請求人はその復審請求を取り下げることができる。　**特許復審委員会**が審決を下す前に復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。 | **第六十八条**　**国務院特許行政部門**が審決を下す前に、復審請求人はその復審請求を取り下げることができる。　**国務院特許行政部門**が審決を下す前に復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。 |
| **第六十五条**専利法第四十五条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、**特許復審委員会**に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠を１式２部提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、かつ各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。　前項に言う無効宣告請求の理由とは、特許が付与された発明創造が専利法第二条、**第二十条第１項、第二十二条、第二十三条、第二十六条第３項、第４項、第二十七条第２項、第三十三条又は本細則第二十条第２項、第四十三条第１項**の規定に合致していないか、或いは専利法第五条、第二十五条**の規定**に該当するか、或いは専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないことを指す。 | **第六十九条**専利法第四十五条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、**国務院特許行政部門**に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠を１式２部提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、かつ各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。　前項に言う無効宣告請求の理由とは、特許が付与された発明創造が専利法第二条、**第十九条第１項、第二十二条、第二十三条、第二十六条第３項、第二十六条第４項、第二十七条第２項、第三十三条又は本細則第十一条、第二十三条第２項、第四十九条第１項**の規定に合致していないか、或いは専利法第五条、第二十五条**に規定する状況**に該当するか、或いは専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないことを指す。 |
| **第六十六条**特許権無効宣告請求書が専利法第十九条第１項又は本細則第六十五条の規定に合致していない場合、**特許復審委員会**は受理しない。　**特許復審委員会**が無効宣告請求について審決を下した後に、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、**特許復審委員会**は受理しない。　　専利法第二十三条第３項の規定に合致していないことを理由に意匠権の無効宣告を請求したが、権利の衝突を証明する証拠を提出していない場合は、**特許復審委員会**は受理しない。　特許権無効宣告請求書が規定された書式に合致していない場合、無効宣告請求人は**特許復審委員会**が指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、当該無効宣告請求が提出されなかったものと見なす。 | **第七十条**特許権無効宣告請求書が専利法第十九条第１項又は本細則第六十五条の規定に合致していない場合、**国務院特許行政部門**は受理しない。　**国務院特許行政部門**が無効宣告請求について審決を下した後に、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、**国務院特許行政部門**は受理しない。　専利法第二十三条第３項の規定に合致していないことを理由に意匠権の無効宣告を請求したが、権利の衝突を証明する証拠を提出していない場合は、**国務院特許行政部門**は受理しない。　特許権無効宣告請求書が規定された書式に合致していない場合、無効宣告請求人は**国務院特許行政部門**が指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、当該無効宣告請求が提出されなかったものと見なす。 |
| **第六十七条**　**特許復審委員会**が無効宣告請求を受理した後、請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して１ヶ月以内に理由の追加又は証拠の補充をすることができる。期限を過ぎて理由の追加又は証拠の補充をする場合、**特許復審委員会**は考慮しないことができる。 | **第七十一条**　**国務院特許行政部門**が無効宣告請求を受理した後、請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して１ヶ月以内に理由の追加又は証拠の補充をすることができる。期限を過ぎて理由の追加又は証拠の補充をする場合、**国務院特許行政部門**は考慮しないことができる。 |
| **第六十八条　特許復審委員会**は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に交付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。　特許権者と無効宣告請求人は指定期限内に**特許復審委員会**が発行した書類転送通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が満了になっても回答しなくても、**特許復審委員会**の審理に影響しない。 | **第七十二条　国務院特許行政部門**は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に交付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。　特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に**国務院特許行政部門**が発行した書類転送通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が満了になっても回答しなくても、**国務院特許行政部門**の審理に影響しない。 |
| **第六十九条**　無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求の範囲を修正することができるが、元の特許の保護範囲を拡大してはならない。　　　　　　発明又は実用新案特許の特許権者は特許の明細書と添付図面を修正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真と簡単な説明を修正してはならない。 | **第七十三条**　無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求の範囲を修正することができるが、元の特許の保護範囲を拡大してはならない。**国務院特許行政部門が修正された特許請求の範囲に基づいて特許権を維持するか又は特許権の一部を無効とするという審決を下した場合、修正された特許請求の範囲を公告しなければならない。**　発明又は実用新案特許の特許権者は特許の明細書と添付図面を修正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真と簡単な説明を修正してはならない。 |
| **第七十条**　**特許復審委員会**は当事者の請求又は事案内容上の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定を下すことができる。　**特許復審委員会**が無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定を下した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書に指定される期限内に回答しなければならない。　無効宣告請求人が**特許復審委員会**の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、かつ口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求が取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。 | **第七十条**　**国務院特許行政部門**は当事者の請求又は事案内容上の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定を下すことができる。　**国務院特許行政部門**が無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定を下した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書に指定される期限内に回答しなければならない。　無効宣告請求人が**国務院特許行政部門**の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、かつ口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求が取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことができる。 |
| **第七十一条**　無効宣告請求の審査手続きにおいて、**特許復審委員会**が指定した期限は延長してはならない。 | **第七十五条**　無効宣告請求の審査手続きにおいて、**国務院特許行政部門**が指定した期限は延長してはならない。 |
| **第七十二条**　**特許復審委員会**が無効宣告請求について審決を下す前に、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる。　**特許復審委員会**が審決を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げるか又はその無効宣告請求が取り下げられたものと見なす場合は、無効宣告請求の審査手続きは終了する。ただし、**特許復審委員会**は既に行った審査で特許権を無効とするか又は特許権の一部を無効とするという審決を下すことができると考える場合は、審査手続きを終了しない。 | **第七十六条**　**国務院特許行政部門**が無効宣告請求について審決を下す前に、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる。　**国務院特許行政部門**が審決を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げるか又はその無効宣告請求が取り下げられたものと見なす場合は、無効宣告請求の審査手続きは終了する。ただし、**国務院特許行政部門**は既に行った審査で特許権を無効とするか又は特許権の一部を無効とするという審決を下すことができると考える場合は、審査手続きを終了しない。 |
| **第五章　特許権の期間補償** |
|  | **第七十七条　専利法第四十二条第２項の規定に基づいて特許権の期間補償を請求する場合、特許権者は特許権付与の公告日より起算して３ヶ月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない。** |
|  | **第七十八条　専利法第四十二条第２項の規定に基づいて特許権の期間補償を与える場合、補償期間を発明特許の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延の実際の日数に基づいて計算する。**　**前項に言う発明特許の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延の実際の日数とは、発明特許の出願日より起算して満４年、かつ実体審査の請求日より起算して満３年を経過した日から特許権付与の公告日までの日数から、合理的な遅延の日数と出願人に起因する不合理的な遅延の日数を差し引いた日数を指す。**　**以下の状況は合理的な遅延に属する。**　**（１）本細則第六十六条の規定に基づいて特許出願書類を修正した後に特許権が付与された場合、復審手続きに起因する遅延**　**（２）本細則第百三条及び第百四条に規定する状況に起因する遅延**　**（３）その他の合理的な状況に起因する遅延。**　**同一の出願人が同日に同一の発明創造について実用新案特許を出願するだけでなく、発明特許を出願し、本細則第四十七条第４項の規定に基づいて発明特許権を取得する場合、当該発明特許権の存続期間については、専利法第四十二条第２項の規定を適用しない。** |
|  | **第七十九条　専利法第四十二条第２項に規定する出願人に起因する不合理的な遅延には、以下の状況が含まれる。**　**（１）指定の期限内に国務院特許行政部門が発行した通知に回答しなかった場合**　**（２）遅延審査を請求した場合**　**（３）本細則第四十五条に規定する状況に起因する遅延**　**（４）その他の、出願人に起因する不合理的な遅延。** |
|  | **第八十条　専利法第四十二条第３項に言う新薬に関連する発明特許は、規定に合致する新薬製品特許、製造方法特許、医療用途特許を指す。** |
|  | **第八十一条　専利法第四十二条第３項の規定に基づいて新薬に関する特許権の期間補償を請求する場合、以下の要件を満たし、当該新薬が中国で発売許可を得た日より起算して３ヶ月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない。**　**（１）当該新薬に複数の特許が同時にある場合、特許権者は、そのうちの１つの特許についてしか特許権の期間補償を請求することができない。**　**（２）１つの特許が同時に複数の新薬に関する場合、１つの新薬に関してしかその特許について特許権の期間補償を請求することができる。**　**（３）該特許が有効期間内にあり、かつ新薬に関連する特許権の期間補償を受けたことがない。** |
|  | **第八十二条　専利法第四十二条第３項の規定に基づいて特許権の期間補償を与える場合、補償期間は、当該特許の出願日から当該新薬が中国で発売許可を得た日までの日数から５年を差し引いた日数に基づいて、専利法第四十二条第３項の規定に合致することを基礎として決定される。** |
|  | **第八十三条　新薬に関連する発明特許の特許権の期間補償中に、当該特許の保護範囲は当該新薬及びその認可された適応症に関連する技術方案に限定され、保護範囲内で、特許権者の権利と義務は特許権の期間補償前と同じである。** |
|  | **第八十四条　国務院特許行政部門は、専利法第四十二条第２項及び第３項の規定に基づいて提出された特許権の期間補償請求を審査した後、補償条件を満たすと認めた場合、期間補償を与えるという決定を下し、かつ登記し公告し、補償条件を満たさないと認めた場合、期間補償を与えないという決定を下し、かつ請求を提出した特許権者に通知する。** |
| **第六章　特許実施の特別許諾** |
|  | **第八十五条　特許権者がその特許に対する開放許諾の実施を自発的に声明する場合、特許権の付与が公告された後に、声明を提出しなければならない。**　**開放許諾声明には以下の事項が明記されなければならない。**　**（１）特許番号**　**（２）特許権者の氏名又は名称**　**（３）特許実施許諾料の支払方式及び基準**　**（４）特許実施許諾期間**　**（５）その他の明確にすべき事項**　**開放許諾声明の内容は正確かつ明確なものでなければならず、商業的な宣伝用語が含まれてはならない。** |
|  | **第八十六条　特許権は以下に挙げる状況の１つにあたる場合、特許権者は当該特許権に対して開放許諾を実施してはならない。**　**（１）特許権が独占又は排他的許諾の有効期間内にある場合**　**（２）本細則第百三条及び第百四条に規定する中止状況に該当する場合**　**（３）規定どおりに年金を納付しなかった場合**　**（４）特許権が抵当されており、抵当権者の許可を得ない場合**　**（５）特許権の有効な実施を妨げるその他の状況がある場合** |
|  | **第八十七条　開放許諾により特許の実施許諾を取得した場合、特許権者又は被許諾者は、許諾取得を証明できる書面書類をもって、国務院特許行政部門に登記登録しなければならない。** |
|  | **第八十八条　特許権者は、虚偽の材料を提供し、事実を隠すなどの手段により、開放許諾声明を行うか又は開放許諾の実施期間に特許年金の減免を受けることをしてはならない。** |
| **第七十三条**専利法**第四十八条第（１）号**に言うその特許を十分に実施していないことは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方法又は規模が特許製品又は特許方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。　専利法**第五十条**に言う特許権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野のいかなる特許製品又は特許方法により直接的に取得した製品を指し、特許権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分及び当該製品の使用に必要な診断用品を含む。 | **第八十九条**専利法**第五十三条第（１）号**に言うその特許を十分に実施していないことは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方法又は規模が特許製品又は特許方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。　専利法**第五十五条**に言う特許権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野のいかなる特許製品又は特許方法により直接的に取得した製品を指し、特許権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分及び当該製品の使用に必要な診断用品を含む。 |
| **第七十四条**強制実施許諾の付与を請求する場合は、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。　国務院特許行政部門は強制実施許諾請求書の副本を特許権者に交付しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、国務院特許行政部門が決定を下すのに影響しない。　国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶するという決定又は強制実施許諾を付与するという決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と特許権者に通知しなければならない。　国務院特許行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の付与の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時に合致しなければならない。 | **第九十条**強制実施許諾の付与を請求する場合は、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。　国務院特許行政部門は強制実施許諾請求書の副本を特許権者に交付しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、国務院特許行政部門が決定を下すのに影響しない。　国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶するという決定又は強制実施許諾を付与するという決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と特許権者に通知しなければならない。　国務院特許行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の付与の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時に合致しなければならない。 |
| **第七十五条**専利法第五十七条の規定に基づいて、国務院特許行政部門に使用料の金額についての裁決を請求する場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議で合意できないことについての証明書類を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より起算して３ヶ月以内に裁決を行い、かつ当事者に通知しなければならない。 | **第九十一条**専利法第五十七条の規定に基づいて、国務院特許行政部門に使用料の金額についての裁決を請求する場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議で合意できないことについての証明書類を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より起算して３ヶ月以内に裁決を行い、かつ当事者に通知しなければならない。 |
| **第七章　職務発明創造の発明者又は考案者に対する奨励と報酬** |
| **第七十六条**　特許権が付与された機関は、専利法**第十六条**に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか又は法に従って制定した規則制度で規定することができる。　　　　　　企業、公的機関が発明者又は考案者に与える奨励、報酬は国の相関財務、会計制度の規定に基づいて処理する。 | **第九十二条**　特許権が付与された機関は、専利法**第十五条**に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか又は法に従って制定した規則制度で規定することができる。**特許権が付与された機関が財産権インセンティブを実施し、発明者又は考案者がイノベーションによる利益を合理的に共有できるように株式、オプション、利益配当などの手段を採用することを奨励する**。　企業、公的機関が発明者又は考案者に与える奨励、報酬は国の相関財務、会計制度の規定に基づいて処理する。 |
| **第七十七条**　特許権が付与された機関は、専利法**第十六条**に規定する奨励の方式と金額について発明者又は考案者と約定しておらず、また法に従って制定した規則制度で規定していない場合、**特許権公告**日より起算して３ヶ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。１つの発明特許の報奨は**３０００元**を下回ってはならず、１つの実用新案特許又は意匠特許の報奨は**１０００元**を下回ってはならない。　発明者又は考案者の意見が所属機関に採用されたことにより完成された発明創造については、特許権が付与された機関は、優遇して報奨を支給しなければならない。 | **第九十三条**　特許権が付与された機関は、専利法**第十五条**に規定する奨励の方式と金額について発明者又は考案者と約定しておらず、また法に従って制定した規則制度で規定していない場合、**特許権付与公告**日より起算して３ヶ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。１つの発明特許の報奨は**４０００元**を下回ってはならず、１つの実用新案特許又は意匠特許の報奨は**１５００元**を下回ってはならない。　発明者又は考案者の意見が所属機関に採用されたことにより完成された発明創造については、特許権が付与された機関は、優遇して報奨を支給しなければならない。 |
| **第七十八条**特許権が付与された機関は、専利法**第十六条**に規定する報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定しておらず、また法に従って制定した規則制度で規定していない場合、**特許権の有効期限内において、発明創造の特許が実施された後、毎年、当該発明又は実用新案特許の実施により得られた営業利益の中から２％を下回らない金額、或いは、当該意匠特許の実施により得られた営業利益の中から０．２％を下回らない金額を、報酬として発明者又は考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で発明者又は考案者に報酬を与えなければならない。特許権が付与された機関が、その他の機関又は個人にその特許の実施を許諾した場合、取得した使用料から１０％を下回らない金額を報酬として発明者又は考案者に与えなければならない。** | **第九十四条**特許権が付与された機関は専利法**第十五条**に規定する報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定しておらず、また法に従って制定した規則制度で規定していない場合、**『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の規定に従って、発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。** |
| **第八章　特許権の保護** |
| **第七十九条　専利法と本細則に言う特許業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び特許管理業務の量が多く、実際の処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府が設立した特許業務を管理する部門を指す。** | **第九十五条　省、自治区、直轄市人民政府の特許業務を管理する部門と、特許管理業務の量が多く、実際の処理能力を有する地級市、自治州、アイマク、地域、直轄市の区人民政府の特許業務を管理する部門とは、特許紛争を処理し、調停することができる**。 |
| **第八十条　国務院特許行政部門は、特許権侵害紛争の処理、特許詐称行為への取締り、特許紛争の調停について特許業務を管理する部門に対し業務指導を行わなければならない。** |  |
|  | **第九十六条　以下に挙げる状況の１つにあたる場合、専利法第七十条に言う全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争に属する。****（１）重大な公共利益に関わる場合****（２）業界の発展に重大な影響を与える場合****（３）省、自治区、直轄市の地域にわたる重大な事件。****（４）国務院特許行政部門が重大な影響を有する可能性があると認めたその他の場合。****特許権者又は利害関係人が国務院特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を請求したが、関連事件が全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争に属さない場合、国務院特許行政部門は、管轄権を有する地方人民政府の特許業務を管理する部門を指定して処理させることができる。** |
| **第八十一条**　当事者が特許権侵害紛争の処理又は特許紛争の調停を請求する場合、被請求人の所在地又は権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。　２つ以上の特許業務を管理する部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち１つの特許業務を管理する部門に請求することができる。当事者が２つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。　特許業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、国務院特許行政部門が管轄を指定する。 | **第九十七条**　当事者が特許権侵害紛争の処理又は特許紛争の調停を請求する場合、被請求人の所在地又は権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。　２つ以上の特許業務を管理する部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち１つの特許業務を管理する部門に請求することができる。当事者が２つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。　特許業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、国務院特許行政部門が管轄を指定する。 |
| **第八十二条**特許権侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ**特許復審委員会**に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を請求することができる。　特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。 | **第九十八条**特許権侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ**特許復審委員会**に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を請求することができる。　特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。 |
| **第八十三条**特許権者は専利法第十七条の規定に基づいて、その特許製品又は当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門が規定した方式に従って表示しなければならない。　特許標識が前項の規定に合致していない場合、**特許業務を管理する部門**により改正を命じる。 | **第九十九条**特許権者は専利法第十七条の規定に基づいて、その特許製品又は当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門が規定した方式に従って表示しなければならない。　特許標識が前項の規定に合致していない場合、**県級以上の特許執法担当部門**により改正を命じる。 |
|  | **第百条　出願人又は特許権者が本細則第十一条及び第八十八条の規定に違反した場合、県級以上の特許執法担当部門は、警告を発し、１０万元以下の罰金を科すことができる。** |
| **第八十四条**　次に当てはまる行為は、専利法第六十三条に規定する特許詐称行為に属する。　（１）特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権が無効とされた後、又は終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記し、或いは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表記する　（２）第（１）号に記述される製品の販売　（３）カタログなどの資料において、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計とし、特許出願を特許として、或いは許可を得ずに他人の特許番号を使用することで、係わる技術又は設計を特許技術又は特許設計であると公衆に誤解させる　（４）特許証書、特許文書又は特許出願書類の偽造又は変造　（５）その他公衆を混同させ、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計であると誤認させる行為　特許権が終了する前に法に従って特許製品、特許方法により直接取得した製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権が終了した後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、特許詐称行為に属さない。　特許詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、**特許業務を管理する部門により販売停止を命じるが、罰金の処罰が免除される**。 | **第百一条**　次に当てはまる行為は、専利法第六十三条に規定する特許詐称行為となる。　（１）特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権が無効とされた後、又は終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記し、或いは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表記する　（２）第（１）号に記述される製品の販売　（３）カタログなどの資料において、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計とし、特許出願を特許として、或いは許可を得ずに他人の特許番号を使用することで、係わる技術又は設計を特許技術又は特許設計であると公衆に誤解させる　（４）特許証書、特許文書又は特許出願書類の偽造又は変造　（５）その他公衆を混同させ、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計であると誤認させる行為　特許権が終了する前に法に従って特許製品、特許方法により直接取得した製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権が終了した後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、特許詐称行為に属さない。　特許詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、**県級以上の特許執法担当部門により販売停止を命じる**。 |
| **第八十五条**　専利法第六十条に規定する場合を除き、特許業務を管理する部門は当事者の請求に応じて、次に列挙した特許紛争について調停を行うことができる。　（１）特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争　（２）発明者、考案者の資格をめぐる紛争　（３）職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争　（４）発明特許出願が公開された後、特許権付与前に、発明を使用したが適切な費用の未払いで発生した紛争　（５）その他の特許紛争　前項第（４）号に挙げる紛争について、当事者が特許業務を管理する部門に調停を請求する場合は、特許権が付与された後に提出しなければならない。 | **第百二条**　専利法第六十条に規定する場合を除き、特許業務を管理する部門は当事者の請求に応じて、次に列挙した特許紛争について調停を行うことができる。　（１）特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争　（２）発明者、考案者の資格をめぐる紛争　（３）職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争　（４）発明特許出願が公開された後、特許権付与前に、発明を使用したが適切な費用の未払いで発生した紛争　（５）その他の特許紛争　前項第（４）号に挙げる紛争について、当事者が特許業務を管理する部門に調停を請求する場合は、特許権が付与された後に提出しなければならない。 |
| **第八十六条**　当事者は、特許出願権又は特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を請求し、或いは人民法院に起訴した場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。　前項の規定に基づいて関連手続きの中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、特許業務を管理する部門又は人民法院による特許出願番号又は特許番号が明記された関連受理書類の副本を添付しなければならない。　　　　特許業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が発効した後、当事者は国務院特許行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より起算して１年以内に、関連特許出願権又は特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院特許行政部門は自ら関連手続きを再開する。 | **第百三条**　当事者は、特許出願権又は特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を求め、或いは人民法院に起訴した場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。　前項の規定に基づいて関連手続きの中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、**理由を説明し、**特許業務を管理する部門又は人民法院による特許出願番号又は特許番号が明記された関連受理書類の副本を添付しなければならない。**国務院特許行政部門は、当事者の提出した中止理由が明らかに成立できないと認めた場合、関連手続きを中止しなくてもよい。**　特許業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が発効した後、当事者は国務院特許行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より起算して１年以内に、関連特許出願権又は特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院特許行政部門は自ら関連手続きを再開する。 |
| **第八十七条**　人民法院が民事案件の審理において特許出願権又は特許権に対し保全措置を取るという裁決を下した場合、国務院特許行政部門は特許出願番号又は特許番号が明記された裁決書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権又は特許権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取るという裁決を下していない場合、国務院特許行政部門は関連手続きを自ら再開する。 | **第百四条**　人民法院が民事案件の審理において特許出願権又は特許権に対し保全措置を取るという裁決を下した場合、国務院特許行政部門は特許出願番号又は特許番号が明記された裁決書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権又は特許権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取るという裁決を下していない場合、国務院特許行政部門は関連手続きを自ら再開する。 |
| **第八十八条**　国務院特許行政部門が本細則第八十六条と第八十七条の規定に基づいて関連手続きを中止するとは、特許出願の予備審査、実体審査、復審手続き、特許権の付与手続きと特許権の無効宣告手続きの一時停止、特許権又は特許出願権の放棄、変更、譲渡手続き、特許権抵当手続き及び特許権期間満了前の終了手続きなどの一時停止のことを指す。 | **第百五条**　国務院特許行政部門が本細則第八十六条と第八十七条の規定に基づいて関連手続きを中止するとは、特許出願の予備審査、実体審査、復審手続き、特許権の付与手続きと特許権の無効宣告手続きの一時停止、特許権又は特許出願権の放棄、変更、譲渡手続き、特許権抵当手続き及び特許権期間満了前の終了手続きなどの一時停止のことを指す。 |
| **第九章　特許の登記と特許公報** |
| **第八十九条**　国務院特許行政部門は特許登記簿を設置し、特許出願と特許権に関わる下記の事項を登記する。　（１）特許権の付与　（２）特許出願権、特許権の譲渡　（３）特許権の抵当、保全及びその解除　（４）特許実施許諾契約の登記登録　　　（５）特許権の無効宣告　（６）特許権の終了　（７）特許権の回復　　（８）特許実施の**強制**許諾　（９）特許権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更 | **第百六条**　国務院特許行政部門は特許登記簿を設置し、特許出願と特許権に関わる下記の事項を登記する。　（１）特許権の付与　（２）特許出願権、特許権の譲渡　（３）特許権の抵当、保全及びその解除　（４）特許実施許諾契約の登記登録　**（５）国防特許及び機密保持特許の機密保持の解除**　（６）特許権の無効宣告　（７）特許権の終了　（８）特許権の回復　**（９）特許権の期間補償**　（１０）特許実施の**開放**許諾　（１１）特許権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更 |
| **第九十条**　国務院特許行政部門は特許公報を定期的に出版し、下記の内容を公開又は公告する：　（１）発明特許出願の書誌事項と要約書　（２）発明特許出願の実体審査請求と国務院特許行政部門が発明特許出願に対し実体審査を自ら行うことの決定　（３）発明特許出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転　（４）特許権の付与及び特許権の書誌事項　（５）**発明又は**実用新案特許の要約書、意匠特許の１枚の図面又は写真　（６）国防特許、機密保持特許の機密保持の解除　（７）特許権の無効宣告　（８）特許権の終了、回復　　（９）特許権の移転　（１０）特許実施許諾契約の登記登録　（１１）特許権の抵当、保全及びその解除　　（１２）特許実施強制許諾の付与　（１３）特許権者の氏名又は名称、住所の変更　（１４）公告による文書の送達　（１５）国務院特許行政部門がなした訂正　（１６）その他の関連事項 | **第百七条**　国務院特許行政部門は特許公報を定期的に出版し、下記の内容を公開又は公告する：　（１）発明特許出願の書誌事項と要約書　（２）発明特許出願の実体審査請求と国務院特許行政部門が発明特許出願に対し実体審査を自ら行うことの決定　（３）発明特許出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転　（４）特許権の付与及び特許権の書誌事項　（５）実用新案特許の要約書、意匠特許の１枚の図面又は写真　（６）国防特許、機密保持特許の機密保持の解除　（７）特許権の無効宣告　（８）特許権の終了、回復　**（９）特許権の期間補償**　（１０）特許権の移転　（１１）特許実施許諾契約の登記登録　（１２）特許権の抵当、保全及びその解除　**（１３）特許実施の開放許諾事項**　（１４）特許実施強制許諾の付与　（１５）特許権者の氏名又は名称、**国籍と**住所の変更　（１６）公告による文書の送達　（１７）国務院特許行政部門がなした訂正　（１８）その他の関連事項 |
| **第九十一条**　国務院特許行政部門は特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。 | **第百八条**　国務院特許行政部門は特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。 |
| **第九十二条**　国務院特許行政部門は互恵の原則に基づいて、他の国、地域の特許機関又は地域的な特許組織との特許文献の交換に責任を負う。 | **第百九条**　国務院特許行政部門は互恵の原則に基づいて、他の国、地域の特許機関又は地域的な特許組織との特許文献の交換に責任を負う。 |
| **第九章　費用** |
| **第九十三条**　国務院特許行政部門で特許出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納付しなければならない：　（１）出願費、出願付加費、公開印刷費、優先権主張費　（２）発明特許出願実体審査費、復審費　（３）特許登録費、公告印刷費、年金　（４）権利回復請求費、期限延長請求費　（５）書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費　　前項に列挙された各費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院特許行政部門によって共同で規定するものとする。 | **第百十条**　国務院特許行政部門で特許出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納付しなければならない：　（１）出願費、出願付加費、公開印刷費、優先権主張費　（２）発明特許出願実体審査費、復審費　（３）特許登録費、公告印刷費、年金　（４）権利回復請求費、期限延長請求費　（５）書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費**、特許書類副本証明費**　前項に列挙された各費用の納付基準は、**国務院発展改革部門、財政部門と国務院特許行政部門によって共同でその責任分担に応じて規定するものとする。国務院財政部門及び発展改革部門は、国務院特許行政部門と共同で、特許出願及びその他の手続きに納付しなければならない費用の種類及び基準を実際の状況に応じて調整することができる。** |
| **第九十四条**　専利法と本細則で規定した各費用は、**国務院特許行政部門に直接納付してもよく、郵便振込若しくは銀行振込で納付してもよく、国務院特許行政部門が規定したその他の方式により納付してもよい。****郵便振込若しくは銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門宛ての振込手続き記入書に出願番号又は特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本項の規定に合致していない場合は、納付手続きを行っていないものと見なされる。**　国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。　特許費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より起算して３年以内に、国務院特許行政部門に返還請求を提出することができ、国務院特許行政部門はそれを返還しなければならない。 | **第百十一条**　専利法と本細則で規定した各費用は、**厳しく規定に従って納付しなければならない。**　　　　　　　国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。　特許費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より起算して３年以内に、国務院特許行政部門に返還請求を提出することができ、国務院特許行政部門はそれを返還しなければならない。 |
| **第九十五条**　出願人は出願日より起算して２ヶ月以内又は受理通知書を受領した日より起算して１５日以内に、出願費、公開印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものと見なす。　出願人が優先権を主張する場合、出願費の納付と同時に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、優先権を主張しなかったと見なす。 | **第百十二条**　出願人は出願日より起算して２ヶ月以内又は受理通知書を受領した日より起算して１５日以内に、出願費、公開印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものと見なす。　出願人が優先権を主張する場合、出願費の納付と同時に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、優先権を主張しなかったと見なす。 |
| **第九十六条**　当事者が実体審査又は復審を請求する場合、専利法及び本細則に規定する関連期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。 | **第百十三条**　当事者が実体審査又は復審を請求する場合、専利法及び本細則に規定する関連期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。 |
| **第九十七条**　出願人は登録手続きを行う際、特許登録費、公告印刷費と特許権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったと見なす。 | **第百十四条**　出願人は登録手続きを行う際、特許権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったと見なす。 |
| **第九十八条**　特許権付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。特許権者が未納付又は納付不足の場合、国務院特許行政部門は年金納付期限の満了日より起算して６ヶ月以内に追納すると同時に滞納金を納付するよう特許権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、規定する納付期限を１ヶ月過ぎる毎に、その年の年金全額の５％を加算する基準で計算する。期限が満了になっても未納付の場合は、特許権は年金納付期限満了日をもって終了するものとする。 | **第百十五条**　特許権付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。特許権者が未納付又は納付不足の場合、国務院特許行政部門は年金納付期限の満了日より起算して６ヶ月以内に追納すると同時に滞納金を納付するよう特許権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、規定する納付期限を１ヶ月過ぎる毎に、その年の年金全額の５％を加算する基準で計算する。期限が満了になっても未納付の場合は、特許権は年金納付期限満了日をもって終了するものとする。 |
| **第九十九条**　権利回復請求費は本細則に規定する関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったと見なす。　期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。　書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より起算して１ヶ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。 | **第百十六条**　権利回復請求費は本細則に規定する関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったと見なす。　期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。　書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より起算して１ヶ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。 |
| **第百条**出願人又は特許権者は、本細則に規定する各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額**又は延期納付**の請求を提出することができる。減額**又は延期納付**の方法については、国務院財政部門と**国務院価格管理部門**、国務院特許行政部門とが共同で規定するものとする。 | **第百十七条**出願人又は特許権者は、本細則に規定する各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額の請求を提出することができる。減額の方法については、国務院財政部門と**国務院発展改革部門**、国務院特許行政部門とが共同で定めるものとする。 |
| **第十一章　発明及び実用新案の国際出願に関する特別な規定** |
| **第百一条**　国務院特許行政部門は専利法第二十条の規定に基づき、特許協力条約に基づく特許の国際出願の提出を受理する。　特許協力条約に基づいて提出しかつ中国を指定した特許の国際出願（以下、国際出願と略称）が国務院特許行政部門による処理の段階への移行（以下、中国国内移行と略称）に係わる条件と手続きは本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。 | **第百十八条**　国務院特許行政部門は専利法第二十条の規定に基づき、特許協力条約に基づく特許の国際出願の提出を受理する。　特許協力条約に基づいて提出しかつ中国を指定した特許の国際出願（以下、国際出願と略称）が国務院特許行政部門による処理の段階への移行（以下、中国国内移行と略称）に係わる条件と手続きは本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。 |
| **第百二条**　特許協力条約に基づいて既に国際出願日が確定され、かつ中国を指定した国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願と見なされ、当該国際出願日は専利法第二十八条に言う出願日と見なされる。 | **第百十九条**　特許協力条約に基づいて既に国際出願日が確定され、かつ中国を指定した国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願と見なされ、当該国際出願日は専利法第二十八条に言う出願日と見なされる。 |
| **第百三条**　国際出願の出願人は、特許協力条約第二条に言う優先日（本章では「優先日」と略称）より起算して３０ヶ月以内に、国務院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に当該手続を行わなかった場合、期限延長費を納付することによって、優先日より起算して３２ヶ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。 | **第百二十条**　国際出願の出願人は、特許協力条約第二条に言う優先日（本章では「優先日」と略称）より起算して３０ヶ月以内に、国務院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に当該手続を行わなかった場合、期限延長費を納付することによって、優先日より起算して３２ヶ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。 |
| **第百四条**　出願人は本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に合致しなければならない。　（１）中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい特許権の種類を明記する。　（２）本細則第九十三条第１項に規定する出願費、公開印刷費を納付し、必要に応じて本細則第百三条に規定する期限延長費を納付する。　（３）国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳文を提出する。　（４）中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、上記内容が世界知的所有権機関国際事務局（以下、「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記していない場合、上記声明において発明者の氏名を明記する。　（５）国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳文を提出し、図面と要約がある場合、図面の副本**と選択図の副本**を提出し、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、**国際出願が中国語で提出された場合、国際公開書類における要約と選択図の副本を提出する**。　（６）国際段階において既に国際事務局で出願人変更手続きを行った場合は、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。　（７）必要に応じて本細則第九十三条第１項に規定する出願付加費を納付する。　本条第１項第（１）号～第（３）号の要求に合致している場合、国務院特許行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称）を明確にし、かつ出願人にその国際出願が既に中国国内に移行した旨を通知しなければならない。　国際出願が既に中国国内に移行したが、本条第１項第（４）号～第（７）号の要求に合致していない場合、国務院特許行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願が取り下げられたものと見なす。 | **第百二十一条**　出願人は本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に合致しなければならない。　（１）中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい特許権の種類を明記する。　（２）本細則第九十三条第１項に規定する出願費、公開印刷費を納付し、必要に応じて本細則第百三条に規定する期限延長費を納付する。　（３）国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳文を提出する。　（４）中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、上記内容が世界知的所有権機関国際事務局（以下、「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記していない場合、上記声明において発明者の氏名を明記する。　（５）国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳文を提出し、図面と要約がある場合、図面の副本を提出し、**かつ選択図を指定し、**図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換える。　　　（６）国際段階において既に国際事務局で出願人変更手続きを行った場合は、**必要に応じて**変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。　（７）必要に応じて本細則第九十三条第１項に規定する出願付加費を納付する。　本条第１項第（１）号～第（３）号の要求に合致している場合、国務院特許行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称）を明確にし、かつ出願人にその国際出願が既に中国国内に移行した旨を通知しなければならない。　国際出願が既に中国国内に移行したが、本条第１項第（４）号～第（７）号の要求に合致していない場合、国務院特許行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願が取り下げられたものと見なす。 |
| **第百五条**　国際出願は以下に挙げる状況の１つにあたる場合、その中国における効力は終了するものとする。　（１）国際段階において、国際出願が取り下げられたか又は取り下げられたと見なした場合、或いは国際出願の中国指定が取り下げられた場合。　（２）出願人は優先日より起算して３２ヶ月以内に、本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行わなかった場合。　（３）出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先日より起算して３２ヶ月の期限が満了になってもなお本細則第百四条第（１）号～第（３）号の要求に合致していない場合。　前項第（１）号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第（２）号、第（３）号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第２項の規定を適用しない。 | **第百二十二条**　国際出願は以下に挙げる状況の１つにあたる場合、その中国における効力は終了するものとする。　（１）国際段階において、国際出願が取り下げられたか又は取り下げられたと見なした場合、或いは国際出願の中国指定が取り下げられた場合。　（２）出願人は優先日より起算して３２ヶ月以内に、本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行わなかった場合。　（３）出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先日より起算して３２ヶ月の期限が満了になってもなお本細則第百四条第（１）号～第（３）号の要求に合致していない場合。　前項第（１）号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第（２）号、第（３）号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第２項の規定を適用しない。 |
| **第百六条**国際出願が国際段階において修正が行われ、出願人は修正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より起算して２ヶ月以内に修正部分の中国語訳文を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出しない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国務院特許行政部門は考慮しない。 | **第百二十三条**国際出願が国際段階において修正が行われ、出願人は修正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より起算して２ヶ月以内に修正部分の中国語訳文を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出しない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国務院特許行政部門は考慮しない。 |
| **第百七条**国際出願が関わる発明創造が、専利法第二十四条第（１）号又は第（２）号に挙げられた状況のいずれか１つにあたり、国際出願の提出時に声明をした場合、出願人は中国国内移行の書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より起算して２ヶ月以内に本細則第三十条第３項に規定する関連証明書類を提出しなければならない。説明しなかったか又は期限が満了になっても証明書類を提出しなかった場合、その出願が専利法第二十四条の規定を適用しない。 | **第百二十四条**国際出願が関わる発明創造が、専利法第二十四条第（１）号又は第（２）号に挙げられた状況のいずれか１つにあたり、国際出願の提出時に声明をした場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より起算して２ヶ月以内に本細則第三十条第３項に規定する関連証明書類を提出しなければならない。説明しなかったか又は期限が満了になっても証明書類を提出しなかった場合、その出願が専利法第二十四条の規定を適用しない。 |
| **第百八条**出願人が特許協力条約の規定に基づいて生物学的材料サンプルの寄託について説明を行った場合、本細則第二十四条第（３）号の要件を満たしているものと見なす。出願人は中国国内移行の声明の中に、生物学的材料サンプルの寄託事項を記載した書類及び当該書類における具体的な記載位置を明記しなければならない。　出願人は、最初に提出した国際出願の明細書の中に生物学的材料サンプルの寄託事項について既に記載しているが、中国国内移行の声明の中に明記しなかった場合、移行日より起算して４ヶ月以内に補正を行わなければならない。期限が満了になっても補正をしなかった場合、当該生物学的材料について寄託が提出されていないものと見なす。　出願人が移行日より起算して４ヶ月以内に国務院特許行政部門に生物学的材料サンプルの寄託証明書と生存証明書を提出した場合、本細則第二十四条第（１）号に規定する期限内に提出したものと見なす。 | **第百二十五条**出願人が特許協力条約の規定に基づいて生物学的材料サンプルの寄託について説明を行った場合、本細則第二十四条第（３）号の要求を満たしているものと見なす。出願人は中国国内移行の声明の中に、生物学的材料サンプルの寄託事項を記載した書類及び当該書類における具体的な記載位置を明記しなければならない。　出願人は、最初に提出した国際出願の明細書の中に生物学的材料サンプルの寄託事項について既に記載しているが、中国国内移行の声明の中に明記しなかった場合、移行日より起算して４ヶ月以内に補正を行わなければならない。期限が満了になっても補正をしなかった場合、当該生物学的材料について寄託が提出されていないものと見なす。　出願人が移行日より起算して４ヶ月以内に国務院特許行政部門に生物学的材料サンプルの寄託証明書と生存証明書を提出した場合、本細則第二十四条第（１）号に規定する期限内に提出したものと見なす。 |
| **第百九条**国際出願が係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行の書面声明の中にそれを説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。 | **第百二十六条**国際出願が係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行の書面声明の中にそれを説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。 |
| **第百十条**　出願人が国際段階において既に１つ又は複数の優先権を主張しており、中国国内に移行する際に当該優先権主張が依然として有効である場合、既に専利法第三十条の規定に基づいて書面声明を提出したものと見なす。　出願人は移行日より起算して２ヶ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、当該優先権を主張していないものと見なす。　出願人は国際段階において特許協力条約の規定に基づいて既に先の出願の書類の副本を提出した場合、中国国内移行手続きを行う際に国務院特許行政部門に先の出願の書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先の出願の書類の副本を提出しなかった場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、出願人に指定の期限内での補足提出を通知することができる。期限が満了になっても出願人が提出しなかった場合、その優先権主張が提出されていないものと見なす。 | **第百二十七条**　出願人が国際段階において既に１つ又は複数の優先権を主張しており、中国国内に移行する際に当該優先権主張が依然として有効である場合、既に専利法第三十条の規定に基づいて書面声明を提出したものと見なす。　出願人は移行日より起算して２ヶ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、当該優先権を主張していないものと見なす。　出願人は国際段階において特許協力条約の規定に基づいて既に先の出願の書類の副本を提出した場合、中国国内移行手続きを行う際に国務院特許行政部門に先の出願の書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先の出願の書類の副本を提出しなかった場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、出願人に指定の期限内での補足提出を通知することができる。期限が満了になっても出願人が提出しなかった場合、その優先権主張が提出されていないものと見なす。 |
|  | **第百二十八条　国際出願の出願日が優先権期間満了後の２ヶ月以内であり、国際段階で受理官庁が優先権の回復を認可した場合、本細則第三十六条の規定に基づいて優先権の回復請求を提出したものと見なし、国際段階で出願人が優先権の回復を請求しなかった場合、又は優先権の回復請求を提出したが、受理官庁が認可せず、出願人が正当な理由を有する場合、移行日より起算して２ヶ月以内に国務院特許行政部門に優先権の回復を請求することができる。** |
| **第百十一条**優先日より起算して３０ヶ月の期限が満了する前に、国務院特許行政部門に国際出願の早期処理と審査を請求する場合、出願人は中国国内移行手続きの他に、特許協力条約第二十三条第２項の規定に基づいて請求を提出しなければならない。国際事務局がまだ国務院特許行政部門に国際出願を転送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。 | **第百二十九条**優先日より起算して３０ヶ月の期限が満了する前に、国務院特許行政部門に国際出願の早期処理と審査を請求する場合、出願人は中国国内移行手続きの他に、特許協力条約第二十三条第２項の規定に基づいて請求を提出しなければならない。国際事務局がまだ国務院特許行政部門に国際出願を転送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。 |
| **第百十二条**　実用新案権の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より起算して２ヶ月以内に特許出願書類に対する修正を自発的に提出することができる。　発明特許権の取得を求める国際出願について、本細則第五十一条第１項の規定を適用するものとする。 | **第百三十条**　実用新案権の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より起算して２ヶ月以内に特許出願書類に対する修正を自発的に提出することができる。　発明特許権の取得を求める国際出願について、本細則第五十一条第１項の規定を適用するものとする。 |
| **第百十三条**　出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲又は図面中の文字の中国語訳文に誤りがあることを発見した場合、次に規定する期限内に最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。　（一）国務院特許行政部門が発明特許出願の公開又は実用新案権の公告に関する準備作業を完了する前　（二）国務院特許行政部門が発行した発明特許出願が実体審査段階に入ったという通知書の受領日より起算して３ヶ月以内　出願人は訳文の誤りを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正費を納付しなければならない。　出願人は国務院特許行政部門による通知書の要件に基づいて訳文を訂正する場合、指定の期限内に本条第２項に規定する手続きを行わなければならない。期限が満了になっても規定する手続きを行っていない場合、当該出願が取り下げられたものと見なす。 | **第百三十一条**　出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲又は図面中の文字の中国語訳文に誤りがあることを発見した場合、次に規定する期限内に最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。　（一）国務院特許行政部門が発明特許出願の公開又は実用新案権の公告に関する準備作業を完了する前　（二）国務院特許行政部門が発行した発明特許出願が実体審査段階に入ったという通知書の受領日より起算して３ヶ月以内　出願人は訳文の誤りを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正費を納付しなければならない。　出願人は国務院特許行政部門による通知書の要件に基づいて訳文を訂正する場合、指定の期限内に本条第２項に規定する手続きを行わなければならない。期限が満了になっても規定する手続きを行っていない場合、当該出願が取り下げられたものと見なす。 |
| **第百十四条**　発明特許権の取得を求める国際出願について、国務院特許行政部門は予備審査を経て専利法と本細則の関連規定に合致していると認めた場合、特許公報上で公開しなければならず、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳文を公開しなければならない。　発明特許権の取得を求める国際出願について、国際事務局が中国語で国際公開を行った場合、国際公開日から専利法第十三条の規定を適用する。国際事務局が中国語以外の言語で国際公開を行った場合、国務院特許行政部門による公開の日から専利法第十三条の規定を適用する。　国際出願について、専利法第二十一条と第二十二条に言う公開とは、本条第１項に規定する公開を指す。 | **第百三十二条**　発明特許権の取得を求める国際出願について、国務院特許行政部門は予備審査を経て専利法と本細則の関連規定に合致していると認めた場合、特許公報上で公開しなければならず、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳文を公開しなければならない。　発明特許権の取得を求める国際出願について、国際事務局が中国語で国際公開を行った場合、国際公開日**又は国務院特許行政部門による公開の日**から専利法第十三条の規定を適用する。国際事務局が中国語以外の言語で国際公開を行った場合、国務院特許行政部門による公開日から専利法第十三条の規定を適用する。　国際出願について、専利法第二十一条と第二十二条に言う公開とは、本条第１項に規定する公開を指す。 |
| **第百十五条**　国際出願に２つ以上の発明又は実用新案が含まれる場合、出願人は移行日より、本細則第四十二条第１項の規定に基づいて分割出願を提出することができる。　国際段階において、国際調査機関又は国際予備審査機関は国際出願が特許協力条約に規定する単一性の要件に合致していないと認めた時、出願人が規定どおりに付加費を納付しなかったことによって、国際出願の一部が国際調査を受けていないか又は国際予備審査を経ておらず、中国国内に移行する時に、出願人が前述する部分を審査の基礎とするよう求め、国務院特許行政部門は国際調査機関又は国際予備審査機関の発明の単一性についての判断が正しいものであると認めた場合、指定の期限内に単一性回復費を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、国際出願において調査を受けていないか又は国際予備審査を経ていない部分が取り下げられたものと見なす。 | **第百三十三条**　国際出願に２つ以上の発明又は実用新案が含まれる場合、出願人は移行日より、本細則第四十二条第１項の規定に基づいて分割出願を提出することができる。　国際段階において、国際調査機関又は国際予備審査機関は国際出願が特許協力条約に規定する単一性の要件に合致していないと認めた時、出願人が規定どおりに付加費を納付しなかったことによって、国際出願の一部が国際調査を受けていないか又は国際予備審査を経ておらず、中国国内に移行する時に、出願人が前述する部分を審査の基礎とするよう求め、国務院特許行政部門は国際調査機関又は国際予備審査機関の発明の単一性についての判断が正しいものであると認めた場合、指定の期限内に単一性回復費を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、国際出願において調査を受けていないか又は国際予備審査を経ていない部分が取り下げられたものと見なす。 |
| **第百十六条**　国際出願について、国際段階において関連国際機関に国際出願日の付与が拒絶されたか、又は取り下げられたものと見なすと宣告された場合、出願人は通知を受領した日より起算して２ヶ月以内に、国際出願保存書類のうちのいかなる書類の副本を国務院特許行政部門へ転送するよう国際事務局に請求し、かつ当該期限内に国務院特許行政部門で本細則第百三条に規定する手続きを行うことができる。国務院特許行政部門は国際事務局から転送された書類を受領した後、国際機関が行った決定が正しいか否かについて復審しなければならない。 | **第百三十四条**　国際出願について、国際段階において関連国際機関に国際出願日の付与が拒絶されたか、又は取り下げられたものと見なすと宣告された場合、出願人は通知を受領した日より起算して２ヶ月以内に、国際出願保存書類のうちのいかなる書類の副本を国務院特許行政部門へ転送するよう国際事務局に請求し、かつ当該期限内に国務院特許行政部門で本細則第百三条に規定する手続を取ることができる。国務院特許行政部門は国際事務局から転送された書類を受領した後、国際機関が行った決定が正しいか否かについて復審しなければならない。 |
| **第百十七条**　国際出願に基づいて付与された特許権において、訳文の誤りによって、専利法第五十九条の規定に基づいて確定した保護範囲が国際出願の原文が示す範囲を超えた場合、原文によって制限された後の保護範囲に準じる。保護範囲が国際出願の原文が示す範囲より狭くなった場合は、権利付与時の保護範囲に準じる。 | **第百三十五条**　国際出願に基づいて付与された特許権において、訳文の誤りによって、専利法第五十九条の規定に基づいて確定した保護範囲が国際出願の原文が示す範囲を超えた場合、原文によって制限された後の保護範囲に準じる。保護範囲が国際出願の原文が示す範囲より狭くなった場合は、権利付与時の保護範囲に準じる。 |
| **第十二章　意匠の国際出願に関する特別な規定** |
|  | **第百三十六条　国務院特許行政部門は、専利法第十九条第２項及び第３項の規定に基づいて、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定（１９９９年の書類）（以下、ハーグ協定と略称）に基づいて提出された意匠の国際登録出願を処理する。**　**国務院特許行政部門がハーグ協定に基づいて提出されかつ中国を指定した意匠の国際登録出願（意匠の国際出願と略称）を処理する条件及び手続きについて、本章の規定を適用する。この章に規定されない場合、専利法及び本細則の他の章の関連規定を適用する。** |
|  | **第百三十七条　ハーグ協定に基づいて国際登録日が定められかつ中国を指定した意匠の国際出願は、国務院特許行政部門に提出された意匠特許出願と見なされ、該国際登録日は、専利法第二十八条に言う出願日と見なされる。** |
|  | **第百三十八条　国際事務局が意匠の国際出願を公開した後、国務院特許行政部門は、意匠の国際出願を審査し、かつ審査結果を国際事務局に通知する。** |
|  | **第百三十九条　国際事務局が公開した意匠の国際出願に１つ以上の優先権が含まれる場合、既に専利法第三十条の規定に基づいて書面声明を提出したものと見なす。**　**意匠の国際出願の出願人が優先権を主張する場合、意匠の国際出願の公開日より起算して３ヶ月以内に先の出願の書類の副本を提出しなければならない。** |
|  | **第百四十条　意匠の国際出願に関する意匠が専利法第二十四条第（２）号又は第（３）号に掲げる状況に該当する場合、意匠の国際出願を提出する際に声明を行い、かつ意匠の国際出願の公開日より起算して２ヶ月以内に、本細則第三十三条第３項に規定する関連証明書類を提出しなければならない** |
|  | **第百四十一条　１つの意匠の国際出願に２つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は、意匠の国際出願の公開日より起算して２ヶ月以内に、国務院特許行政部門に分割出願を提出し、かつ費用を納付することができる。** |
|  | **第百四十二条　国際事務局が公開した意匠の国際出願に設計要点を含む明細書が含まれる場合、既に本細則第三十一条の規定に基づいて簡単な説明を提出したものと見なす。** |
|  | **第百四十三条　国務院特許行政部門は、意匠の国際出願を審査した後、**拒絶査定理由**を見つからなかった場合、保護を与えるという決定を下し、国際事務局に通知する。****国務院専利行政部門が保護を与えるという決定を下した後、これを公告し、該意匠権は公告日から発効する。** |
|  | **第百四十四条　既に国際事務局で権利変更手続きを行った場合、出願人は、国務院特許管理部門に対して関連する証明材料を提供しなければならない。** |
| **第十三章　附則** |
| **第百十八条**　国務院特許行政部門の同意を経て、いかなる人でも既に公開又は公告された特許出願書類及び特許登記簿を閲覧又は複製することができ、さらに国務院特許行政部門に特許登記簿の副本の発行を請求することができる。　特許出願が取り下げられたと見なされ、拒絶されたか又は自発的に取り下げられた書類は、当該特許出願が失効した日より起算して満２年以降、保管しない。　特許権が既に放棄され、全部無効とされたか又は終了した書類は、当該特許権が失効した日より起算して満３年以降、保管しない。 | **第百四十五条**　国務院特許行政部門の同意を経て、いかなる人でも既に公開又は公告された特許出願書類及び特許登記簿を閲覧又は複製することができ、さらに国務院特許行政部門に特許登記簿の副本の発行を請求することができる。　特許出願が取り下げられたと見なされ、拒絶されたか又は自発的に取り下げられた書類は、当該特許出願が失効した日より起算して満２年以降、保管しない。　特許権が既に放棄され、全部無効とされたか又は終了した書類は、当該特許権が失効した日より起算して満３年以降、保管しない。 |
| **第百十九条**　国務院特許行政部門に出願書類を提出するか又は各種の手続きを行う場合、出願人、特許権者、その他の利害関係者又はその代表者が署名又は捺印しなければならない。特許代理機構に委任する場合、特許代理機構が捺印しなければならない。　発明者の氏名、特許出願人と特許権者の氏名又は名称、国籍及び住所、特許代理機構の名称、住所及び**代理人**の氏名の変更を請求する場合、変更理由の証明材料**を添えて**、国務院特許行政部門で書誌事項の変更手続きを行わなければならない。 | **第百四十六条**　国務院特許行政部門に出願書類を提出するか又は各種の手続きを行う場合、出願人、特許権者、その他の利害関係者又はその代表者が署名又は捺印しなければならない。特許代理機構に委任する場合、特許代理機構が捺印しなければならない。　発明者の氏名、特許出願人と特許権者の氏名又は名称、国籍及び住所、特許代理機構の名称、住所及び**特許代理師**の氏名の変更を請求する場合、変更理由の証明材料**を必要に応じて提出して**、国務院特許行政部門で書誌事項の変更手続きを行わなければならない。 |
| **第百二十条**　国務院特許行政部門に出願又は特許権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用しなければならず、小包を使用してはならない。　初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院特許行政部門に各種の書類を提出する場合及び各種の手続きを行う場合、出願番号又は特許番号、発明創造の名称及び出願人又は特許権者の氏名若しくは名称を明記しなければならない。　１通の書状に同一の出願の書類だけが入るものとする。 | **第百四十七条**　国務院特許行政部門に出願又は特許権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用しなければならず、小包を使用してはならない。　初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院特許行政部門に各種の書類を提出する場合及び各種の手続きを行う場合、出願番号又は特許番号、発明創造の名称及び出願人又は特許権者の氏名若しくは名称を明記しなければならない。　１通の書状に同一の出願の書類だけが入るものとする。 |
| 第百二十一条　各種の出願書類についてタイピング又は印刷し、文字が黒色を呈し、整って鮮明でなければならず、かつ消して変更してはならない。添付図面は製図道具及び黒色インクを用いて作成し、線が均一で、かつ鮮明でなければならず、かつ消して変更してはならない。　願書、明細書、特許請求の範囲、添付図面及び要約書について、各々アラビア数字を用いて通し番号を振らなければならない。　出願書類の文字部分は横書きでなければならない。紙は片面使用に限られる。 |  |
| **第百二十二条**　国務院特許行政部門は専利法及び本細則に基づいて特許審査基準を作成する。 | **第百四十八条**　国務院特許行政部門は専利法及び本細則に基づいて特許審査基準を作成する。 |
| **第百二十三条**　本細則は２００１年７月１日より施行する。１９９２年１２月１２日に国務院が改正を認可し、１９９２年１２月２１日に中国専利局が発布した『中華人民共和国専利法実施細則』は同時に廃止する。 | **第百四十九条**　本細則は２００１年７月１日より施行する。１９９２年１２月１２日に国務院が改正を同意し、１９９２年１２月２１日に中国専利局が発布した『中華人民共和国専利法実施細則』は同時に廃止する。 |